

第六十八回国
参議院大蔵委員会
會議録第十号

昭和四十七年三月二十三日(木曜日)

午前十時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田佳都男君
理事 柴田 榮君
嶋崎 均君
戸田 菊雄君

委員

青木 一男君
大竹平八郎君
河本嘉久蔵君
棚田 四郎君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
竹田 四郎君
成瀬 幡治君
松井 誠君
松永 忠二君
鈴木 一弘君
渡辺 武君
野末 和彦君

國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官 船田 讓君
大蔵大臣官房審議官 中橋敬次郎君
大蔵省主計局次長 長岡 實君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省関税局長 赤羽 桂君
大蔵省国際金融局長 稻村 光一君

説明員

運輸省航空局長 住田 正二君
大蔵省国際金融局投資第一課長 瀬川 治久君
国税庁直税部長 江口 健司君
通商産業省通商局国際経済部長 林 信太郎君

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○航空機燃料税法案(内閣提出、衆議院送付)
○租税及び金融等に関する調査(当面の財政及び金融等に関する件)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

航空機燃料税法案の審査のため、三月二十八日、参考人として日本航空株式会社社長朝田静夫君、横浜国立大学教授宇田川環仁君及び東京大学名誉教授今野源八郎君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田佳都男君) 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案、航空機燃料税法案並びに租税及び金融等に関する調査の、以上三案件を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○戸田菊雄君 大臣に、税制全般について質問し

てまいります。

第一点は、昨年の八月三日でありますけれども、税制調査会が長期税制のあり方を答申いたしました。この答申は、私たち想定するに、今後三、四年間にわたる税制の方向を示すのではないかと、いうふうな理解しておるわけですが、そう理解してよろしゅうございませうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 長期税制としての答申でございますので、そう理解してけっこうだと思ひます。

○戸田菊雄君 この答申は、政府が昨年五月決定した新経済社会発展計画、これを大体内敷きにして作成をされておるのじゃないかというふうに理解をするわけなんです、その理解でよろしゅうございませうか。

○政府委員(高木文雄君) 新経済社会発展計画が認識の前提になっていることは事実でございますが、ただこの答申が出ます当時、すでに国際経済社会における情勢がいろいろ動いておりましたので、答申の序説のところを書いてありますように、「最近の国際経済社会におけるわが国経済の地位の急激な変化にもみられるように、この計画で予測されているものとかなり異なった面もあらわれてきています。今後、これらの情勢がさらに明確な展開を示し、わが国の経済・財政政策全体についてその見直しが行なわれ、新たな経済計画なり政策体系なりが樹立されることが予想されるが、その場合には、租税政策についてもこれらの情勢変化に即応しうよう配慮されなければならない」というふうな書かれておりますが、そのように、近く変わることがあるだろうということもまた触れておるわけでございます。

○戸田菊雄君 この答申の中身を検討いたしますと、東畑会長は、いまの税制がかかえているいろいろな問題を整理検討したもので、これからの税制

改正のりっぱな教科書だと、こういうことを言われているんですね。また一方、大蔵省の幹部ですけれどもこの答申を見て、これはまさしく黎明だと、こういうようなことを言っているんですね。非常に答申の内容はきわめて抽象的なんですね。慎重に検討するとか、今後十分検討するとか、こういう字が非常に字句として並列をされてい

る。抽象的な気がするところがあるんですねけれども、何か内容が、隠されたものがあるような気がするんですけれども、そういう理解については大臣はどういうふうにお考えになっておりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 長期税制のあり方について方針をこれは答申したものでございまして、これは別にこの中には具体的なものはございせんし、また私どももこの方針に沿ってこれから具体的な検討をしなければならぬと思っております。方針は、要するに、所得税はいまと同じ減税を行なっていく、課税の負担の累進を避けるようにというのの方針になっておりますし、法人税については、いま程度の水準を維持していくことがいいというのの方針として答申されておることでもございまして、それから間接税のあり方については、地位の低下していることを回避して、充実につとめることがいいという方針を示していることでもございまして、この線に沿ってこれから具体的な内容を私どもが検討すればいいんだろうと思ひます。その際、いま局長が言いましたように、新しい通貨調整後の経済計画というふうなものを、経済見通しというふうなものをいま企画庁の手でやっておりますので、これが、これに基づいた今後の今後の社会発展計画というふうなものも策定されますと、それと歩調を合わせて今後の財政のあり方、したがって、それに対応する税のあり方というふうなものもあわせて考える必

要があると思ひますので、今後策定されるいろいろな経済計画とあわせて、税制調査会の答申の線に沿つた具体的な税制を考へるということにならうと思ひますが、一、二の問題は、いま私ども自身として検討しておりますが、別に税制調査会の答申自身には特別隠されたというような問題は私はないと思ひます。

○戸田菊雄君 主税局長も回答されたんですが、情勢の変化、確かに答申には新たな経済計画ないし政策体系なりが樹立された場合には、租税政策もこの変化に即応できるように配慮すると、こういうような答申になつておるんであります。この点については実に配慮をなされておるんであります。したがつて、新経済社会発展計画は本年から本格的に見直し作業をやるといふようなことを大臣も言われておるようでありますが、それはそのように理解していいですか。新経済社会発展計画の見直し作業をするといふことを言われておりますが、そのように理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(水田三喜男君) いま見直し作業が始められておりますのでそのとおりに……

○戸田菊雄君 一番の税金関係の問題になるのは、今後の税負担率だろうと思ひます。前の新経済社会発展計画によりまして、政府の言ひ方は高福祉、高負担、こういうことではあるわけでありまして、五十年に二・一％ないし二・二％、こういう予想を立てておると思ひます。四十六年度は一九・三％ですから、そうしますとおおむね二％程度上昇するといふ見通しを立てておる。税負担率がそれだけ増加されるといふことだと思ひますが、そういう予想については見直し作業ではどういふ状況になつてゐるんですか。その辺の見解についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 新経済社会発展計画の見直し作業はほんのごく最近に作業を始めたばかりでございますから、お尋ねのような点までは、現段階ではいつておらないわけでございます。い

まのところ負担率については、作業ができませんのは、最終的にまともなる直前にならうかと思ひますので、現在の段階でお答えするのは困難でございます。

○戸田菊雄君 これは租税負担の割合は当然変動すると思ひますが、増加の傾向、それが一つ、もう一つは、四十七年度予算内容が出てきたわけですけれども、政府が言ひ高福祉といふのは、具体的にどういふものをさしてゐるんですか。その中身についてひとつ説明してください。

○政府委員(高木文雄君) 一般に言われておりますように、人間優先とか、社会福祉優先の時代といふようなことが言われております。そこで、新経済社会発展計画においても、そういう角度で見直しが行なわれるといふことにならうかと思ひます。そこでいろいろな福祉政策が行なわれるといふ場合に、福祉政策の規模あるいはテンポをどういふふうにか考へるか、そしてその所要財源をどういふふうにか求めるかといふことは、新しい見直し作業のときの一つの重要なポイントにならうかと思ひます。しかし、現在はまだほんの作業の入り口でございますので、負担率について具体的にどういふことになるかといふことはお答えすることはむづかしいことでございます。

○戸田菊雄君 もう一点、主税局長、負担割合の今後の傾向です。それはどういふことなんでしょうか、見直し作業では。

○政府委員(高木文雄君) それは現行税制のもとにおきまして、負担率がどのようになるかといふ点については、将来の税制改正なりと結びついて結果的に負担率が動いていくわけでございますから、いま負担率そのものがどのようになつていくかといふことは、明確に申し上げられないわけでございます。いままでは、先ほどもおしやいますとおり一九・三％強という水準から若干漸次上がつていって、漸次上がつていってはいないか、急に上つてはいないか、こゝろ考へ方であつたわけでございますし、いまもその考へ方は変わつておりませんが、新経済社

会発展計画の見直し作業が行なわれる場合に、その考へ方をどのようにするか、特に負担率についてどう考へるかといふことは、これからの作業の問題であるといふことで、私としてもいまちよつとお答えしかねるわけでございます。

○戸田菊雄君 その新経済社会発展計画を策定したときには二・一％ないし二・二％、いずれにしても増傾向を見ておつたことは間違いないのです。今後の経済情勢や、予算の大型化と、いろいろな各般の経済情勢を判断いたしますと、当然増傾向にいくことだけは間違いないと思ひますが、その幅は別問題ですが、大体そういうパターンをたどつていくのかどうか、その辺の見通しはどうですか。大まかでけっこうです。

○政府委員(高木文雄君) 大筋の方向としてはそのようなものと考えております。

○戸田菊雄君 大臣、大体いまの見解でよろしいんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この福祉政策へ転換するといふことになりまして、財政需要といふものは非常に急増することが予想されますし、またいままでの国民の負担のあり方から見まして、私は福祉政策が推進されるという過程においては、国民負担がそれに伴つて若干増大するといふ傾向はこれは避けられないことであり、そうでなければ福祉政策といふものは実現できないものといふふうに私は思つてゐるわけなんです。いままでは私どもは、経済成長政策中心にきましたので、したがつて、この税の自然増といふものもありまして、したがつて減税政策を中心にして税制の運用をやつてきたのでございまして、今度はそうじゃなく、成長政策から福祉政策への転換といふことをいたしますといふと、この歳入のあり方といふこともいままでとは違つてきますので、したがつて、税制についてもいろいろなそれに対応する変化が当然起こるものといふふうに思つております。

ただ、いま外国に比較して日本の負担が軽いと、一応数字の上では軽いがあつておりますが、しかし、国民の税負担が重いか軽いかといふこと

は、実質的な問題としては、やはり所得水準の問題があり、社会保障給付の問題等もからんで判断しなければなりませんので、はたしてどれだけ西欧先進国に比べて日本が、特にいまの国民負担が低いかどうかといふことを断定することはむづかしいといひましたけれども、しかし、いずれにしても、国民負担が先進国に比べて低いといふことははっきり言えようと思ひます。といふのは、やはり福祉政策の推進が十分でなかつたこととこれに対応することだと思つておられますので、今後そういう方針にいくなら、国民自身にこの問題は利益が直接享受される問題でありますから、こゝろの税制といふものは確立しなければ、私は福祉国家建設なんと言つておつても、実際はできないことになつてしまふので、そういう点で、将来の税制としては、そういう傾向は是認してからなければ間違ひであるといふふうに思つております。

○戸田菊雄君 ちよつと事務的な問題で若干質問したい。

現在四十七年度の所得税、法人税、その他の直接税、間接税、この税収割合はどのようになつておりますか、四十七年度が未確定であれば四十六年度でけっこうです。

○政府委員(高木文雄君) 四十六年度の予算補正後で申しまして、減税がありましたので若干動きました。また法人税は、減税を見込みました関係もありまして、その後若干動きまして、補正後で申し上げますと、四十六年度三九・二％が所得税、三〇・九％が法人税、三四・一％が間接税その他でございます。現在御審議願つております四十七年度予算の歳入見積り額では、所得税が三六・〇％、法人税が二七・四％、間接税等が三三・九％でございます。

○戸田菊雄君 四十六年度と四十七年度若干異同がありますけれども、そうたいした異同はないやうであります。いずれにしても、いま発表になつたように、おおむね直接税は二、間接税一

と、こういう割合だと思いますが、この割合は間違いないか。

○政府委員(高木文雄君) そのとおりでございます。

○戸田菊雄君 もう一点伺いたしますが、フランスの場合間接税はどのくらい、それから西ドイツ、それからイギリス。

○政府委員(高木文雄君) 諸外国の場合、あまり新しい数字がございませんが、フランスは四十五年で、直接税が三・七、間接税等が六・五・三。西ドイツが直接税が四・七・九、間接税等が五・二・一。イギリスが直接税が五・三、間接税等が四・四・七。いま申しましたのはいずれも四十五年度でございます。

○戸田菊雄君 その負担割合から言つての比較対照、そう私は意味あるとは思いませんけれども、ただ一応の直間比率のパターン、そういう比率については大体先進諸外国においては、大体間接税にウエートを置いていて、こういう傾向は一応理解できると思うのですが、そこで、今後さらに、いま大臣や主税局長が言われたように、どうしてもやはり今後のケースとしては増税傾向を踏まざるを得ない。いろいろな事情はあります、ありますけれども、どうしてもやっぱりどつちにもそのウエートを置いてその増税傾向を認めるのか、法人税にいくのか、所得税にいくのか、あるいは間接税にいくのか、考えられるところはそういうところであるわけですが、その税金に向けて一体増税傾向をとらうとしているのか、この辺の理解はどういうふうに考えますか。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの御質問にお答えする前に一点だけ申し上げておきますが、いまのイギリス、西ドイツ、フランスいずれも当のヨーロッパの国々は、間接税にかなりのウエートがあるわけですが、アメリカだけはタイプが違ひまして、同じ四十五年度で直接税が八・七・一、間接税等が二・九になっていることを申し添えておきます。

そこで、ただいまの御質問の点でございます。

が、非常に日本の場合とヨーロッパの場合との特徴的な違いは、かりに十年ほど前をとりまして、三十六年をとって見ても、イギリスは直接税等が五・四・六で、ただいま申しました四十五年度の五・三・七とほとんど動きがございませんし、西ドイツが三十六年度の四・九・一で、ただいま申しました四十五年度の四・七・九と、これまたあまり動きがない。フランスも四十五年度は、三・四・七と申しましたが、十年前は三・七・一が直接税の割合で、これまたあまり顕著な動きがないわけでございます。それに比べて、日本の場合の非常に大きな特色は、先ほどの御質問にお答えいたしましたように、最近直接税と間接税が二対一の割合になっておりまして、十年前の三十六年には直接税が五・五・一で間接税が四・九であったということ、十年間に日本の場合には直接税のウエートが一〇%ほど上がったおるといふ点が他の国と比べて非常に特徴的でございます。アメリカは非常に直接税型であり、ヨーロッパはいずれもどちらかといへば間接税型でございますが、直接税と間接税の關係はこの十年間をとりましてもほとんど動いていないというのに対して、日本の場合には、直接税のウエートは十年間に一〇%ほど高まり、間接税のほう下がったおるといふところに一つの問題があるわけでございます。そういう意味で問題がある。

そうしてなぜ間接税が下がったかといふと、現在の間接税制の内容が、いわば硬直的であるといふ点か、経済の変化にいわばついていけないう点かありまして、消費の態様が変わつていきましたにもかかわらず、税制がそれに追いついていけないような点がありまして、間接税のウエートが下がってきたのだというふうに認識されております。

そこで、最近十年間で一〇%も下がったわけでありまして、少なくとも今後こういう傾向が続くといふのはいかなるものであるか、少なくとも間接税のウエートの下げどまりが起こればならぬのではなからうか、そういうふうな税制を組み

立てなければならぬのではなからうかということ、前回の税制調査会の答申の間接税に関する部分の一つの重要な骨子になっておるわけでありまして、その意味で、必ずしも直接税にウエートを置くか、間接税にウエートを置くかというところを、その明確に認識しているわけではありませんが、間接税がどんどん下がっていくのは非常に問題だということ、それがそうウエートが下がってきたというところは、まあ間接税には、逆に申し上げますれば、先ほどの御質問に対して単刀直入にお答えをすれば、いままでよりも間接税によりウエートを置いてものを考えていくべきであるということにたがっていかうかと思ひます。

○戸田菊雄君 過日大蔵省は、総理府広報室に依頼をして、いわゆる税金に関する世論調査をやりましたですね。この内容を見ますと、時間がかりますから、私の資料で発表しますから、間違つたところがあれば指摘をしていただきたい。夫婦子供二人のサラリーマンは、年収百万円で二万二千円、二百万円、九万八千円、五万五千円が百二十八万三千円の所得税、住民税がかかりますが、この税金は重いと思ひますか、こういう世論調査なんです。それに対して、農林漁業者、こういった関係者は、いづれも適当である、こういう回答を出しておりますね。これが商工サービス業、自由業者は、二百万円——税金は重い、五百万円——最も重い。サラリーマンは、三つとも税金が重い、こういう回答を出しております。したがって、サラリーマンの重税感というものはこの中でもくみ取ることができるだろう、こういうふうに一つは感じました。

【委員長退席、理事柴田榮君着席】
もう一つは、なぜ不公平だと思ふのかという質問に対して、サラリーマンの回答ですけれども、これは税金が重い——二六%、それから高額所得者の税が軽い——九%、大企業が優遇されてい——九%、政治家が優遇されてい——九%、医師が優遇されてい——八%、脱税しやすい——八%、こういう結果をこの世論調査の回答として

実は出しておる。いづれにしても、あの世論調査を一貫して見ますと、非常にサラリーマンは重税感をひしひしと感じておるといふことは、あの世論調査によつてもわかるだろうと思ひますが、こういうことになるとするならば、今後、主税局長が言ったように、どうしてもウエートは、所得税に置くわけにはいかなければ、法人税もしくはその他の税金ということにならざるを得ないだろう、こういう見解を持つわけでありまして、大蔵大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 先ほどの税制調査会の答申にもありますように、所得税というものは、年々いまだ程度の減税を常に行なつていくべきだということでございます。これを将来増税に持つていくということはむしろ思ひます。その余地は私はないものというふうに思ひます。そうしますと、いふと、法人税にしましても、直接税といふものを、今後これを増強するといふことはやはりむずかしいと、いま地位の低下になっておる間接税についてのくふうをこらすといふことが、まず一番最初取りかかつていい問題ではなからうか、というふうに思ひます。

○戸田菊雄君 大体その点では私の理解とほぼ一致すると思ひます。

そこで、法人税の問題ですが、もう一回質問したいのですけれども、四十四年に大蔵省自身がいまの法人税率を改正しようといふことでがんばつたのだけれども、財界の猛烈な反響でついに途中で挫折せざるを得なかつたという苦い経験があるわけですね。昨日、衆議院で大蔵大臣は、同僚議員に答えて、物品税の総洗いをする、こういうことを言われましてけれども、それはしかし、根柢としては増税対策を踏まえながらということですから、ちよつと私はいただけないと思ひますが、いづれにしてもそういう物品税の総洗い、あるいは間接税、こういうところが、残された増税傾向のウエートがそこにかかつていふんじやないか、こういうふうに考えるのですけれども、そういう理解になりましようか。いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) 法人税は、御存じのよう、四十五年度に、臨時の税制としてではございますが、一・七五%税率が上ったのでございまして、戦後一貫して法人税の基本税率は下がる一方であったのに対して、一・七五%まあ十八年ぶりに上がったということでございます。で、その期限は二年で切りまして、この四月三十日に切れるわけでございまして、今年この国会で御審議を願っております租税特別措置法で、なおまた二年間延長をお願いするということになっているわけでございます。

そこで、法人税の負担水準の問題につきましては、先ほど大臣が答弁されました所得税の場合とはやや趣を異にいたしまして、今後ともどのような水準であるべきかというところはいろいろ検討すべき点が多々多いと思います。ただ問題は、法人税につきましては、本来法人税のあり方と申しますか、まあきめてわかりにくいことばで、實在説でものを考えるか擬制説でものを考えるかという議論がありまして、法人税の仕組みそのものについての議論が長年議論されながら、なかなか結論が出ないまま今日に至っておりますこととの関係もありまして、いつ、どの段階で、どういふような結論が導き出されるかということについて、いま直ちになかなか見通しを申し上げにくいのでございまして、そのような仕組みの問題との関連もございまして、負担水準の問題はなお今後検討されてしかるべきことではないかと思うのでございまして、その意味で、所得税については確かに増税というようなことは、制度上の増税というようなことはどうも考えられませんが、残る問題は、間接税だけだというふうな感じの御質問がございまして、私は必ずしもそうではないかと、法人税にもなお問題があるということだけ申し添えておきたいと思っております。

○戸田菊雄君 まあ主税局長、法人税を熱意を持って改正するという非常にありがたい、意欲めいた答弁ですが、それは賛成なんです、結局私はいままでの大臣や主税局長の話を聞いておりま

すと、結局欧米諸国との比較において非常に間接税のウェイトが低い、そういうところに一つタイムフレームを置いて、どうしても間接税の引き上げという方向に走らざるを得ない、こういうふうな理解をするわけなんです。

それで一つは、大臣が政調会長のとき、E・E・Cに対して、付加価値税の導入について調査団長として行かれたんですね。そこで視察をして帰ってきて報告があるわけですが、この報告の中でこういうことを言われているんですね。国民生活充実にために所得税を増税するのは適当でない、むしろ減税すべきである、このため国民の消費において応分の負担を求めるといふ付加価値税をわが国の税制に取り入れるべきだといふ報告を出しているようですが、現在の心境もこの心境に変わりありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) やはり、どういふ付加価値税ができればよいとも、そういう方向でいくことがやはりいいというあのときの報告については、いまも変わりございません。

○戸田菊雄君 そうすると、まだ政府は導入するとも何とも決定しておられないようですね。けれども、税調でも一度検討しろという答申を出している。そこで、調査団長であつて、現に大蔵大臣である水田大蔵大臣が、いまのような御回答なんです、まあ仮説で申しわけないのですけれども、どういふ一体方式を日本で採用すれば一番いいと思ふのか。いまE・E・C段階でやられているのは三つの方式があると思うのですけれども、どの方式が日本としては大体いいだろうというふうに考えられますか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは私だけの考えですが、いろいろな方式がございまして、日本においてははまだ青色申告でさなかなな中小企業にとつては記帳その他をやつたが、これらを全部税理士にみんな頼んでおるといふような現状から見ますと、欧州式の付加価値税というよりなものを日本に導入しようとしても、これは

もうなかなかむずかしい問題で、とても簡単にはできないことであると思ひますので、欧州のいろいろな方式よりも、日本において、日本のいまのこの現状から見て、最もやりやすいことを考えるより私はしかたがないだろうというふうに考えまして、そういう意味で、向こうも参考にはなりません、やはり私も独自のこのくふうをこらした消費税というふうな、一般消費税というふうなものについて考えることが必要だといふことで、そういう点もいまあわせて検討中でございますし、なお、しかし、すでに先進国はそういうふうな困難な過程を通過して今日にきておるんですから、この過程の勉強も、これは十分必要でございまして、そういう意味において、やはり専門家を日本に招聘して、われわれ事務当局が勉強する必要もあらうと考えまして、いまフランスの大蔵大臣にそのこともお願いしてございまして、向こうからそういう専門家が来てくれることと思ひますので、これについて本格的な取り組み方をこれからしようという段階でございまして、まだ具体的な方向というものは、全く現在のところまだ出ていないところでございます。

○戸田菊雄君 まあ実態的なものについては、私も論理上の質問をしているわけですから、大臣、そのようなことで、ひとつ御回答いただきたいと思ひます。

結局いま大臣の話を要約いたしますと、日本的な、実情に沿つたような案を検討して導入していきたい、こういう考え方。いましかし、E・E・C段階でやられておるのは、一つは前段階税制排除方式、これが大体E・E・C段階でやられているいまの付加価値税のあり方なんです、まあそういう方式と、全段階取引高控除方式、もう一つは加算方式と、こういう三つの段階があるんです、これ以外に日本の場合、導入の場合に考えられるという御趣旨でしょうか。大臣のほうとしてその辺はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 実は付加価値税の問題については、非常に長期的な問題といひますが、一つの方向の問題としてはいろいろ検討されておりますが、そのヨーロッパにありまういろいろの方式の中でどの方式が、まあいわば理想的なタイプとしてはよろしいだろうかということについては、税制調査会でもいろいろ議論をしていただきまして、税制調査会の答申では、一応前段階税制排除方式というのがいいのではないだろうか、それは一つには、ヨーロッパの国にいろいろの形の付加価値税方式があつただけけれども、結局いろいろのところでいろいろ議論した末で、E・E・Cで、そこで前段階税制排除方式で統一しようといふことで議論が帰一したといふこと自体、その制度が一番いいといふことを意味するものでもあらうし、それから現に、いま見てみても、まあ幾つかの制度の中で一番合理的なように思われるといふことで、税制調査会では前段階税制排除方式といふことが一つの目安といふことになって、答申もそういう前提で仕組まれているわけでございます。ただ基本的に非常に問題は、ヨーロッパの場合にはいろいろの方式がございまして、いづれにいたしましても、こういう取引に課税をするという方式が、どの国にも、いろいろの形は違ひましたが、あつたわけでありまして、まあいわばそれが育つ土壌があつたわけでございます。ところが、わが国の場合にはそういう制度がいままでないわけでございますから、ヨーロッパのように長年の経験を経て、それをどうやって統一するかといふことを通じて到達した前段階税制排除方式のような方式といふものは、ヨーロッパの場合には、それはなるほど幾つかの付加価値税方式の中で一番いいといふた方式に達したといひましたけれども、日本のように素地がない場合に、はたしていきなりそういうものを考えることがいかにどうかというあたりは非常に問題でございまして、あくまで仮定のことといふ前提で御質問でございまして、そういう前提でお答えをいたすわけでございますが、仮定の問題としてお答えいたすにいたしまして、まあ最後の行き着く先の税制といふものと、

入り口といいますが、どこから入っていくべきかという場合の税制とは違ふ場合があり得るわけでごさいます。多段階方式がいかに単段階方式がよいのかという点も含めて、もし付加価値税制度を導入するという場合には、どっちがよりつつきやすいといいますが、なじみやすいといえますか、受け入れやすいといいますが、むしろでき上がった案としてどっちが理想的かということより、どちらがなじみやすいかということをごさいます。そういう意味での勉強はまだきわめて不十分でございまして、そこを今後の検討課題の一つの重要な要素として勉強していかねければならないというのが現段階の状況でござい

ます。

○戸田菊雄君 大臣と主税局長の答弁の内容には若干のニュアンスの違いがあると思ふんですが、具体的には、主税局長のほうでは、税調のほうでも検討の段階にある。でき得れば前段階排除方式でいきたい。フランスの方式ですね。フランスばかりじゃありませんが、その他六カ国でもやっておるわけでありまして、そういう方式でいきたい。こういうことではあるんですが、もしかりにその前段階排除方式でいった場合、メーカーの売り値が一万円だと。それを中間マージン一カ所、卸売り業者と見て、そこでかりに二万円だということになれば、メーカーで千円の消費税を払うということになりますね。そうしてさらに卸売り業者でも二万円を売れば、二千円の税金を上積みをして、上乗をして、そして二万二千円。そのうちメーカーが一千万を引いて、結局そこで一千万納めるということになる。それを小売り商におろしたときに、さらに小売り商では三万円での品物を売るということになりまして、三万三千円の価格ということになって、そして千円の税金をとる。この前段階方式でいくとそういうことになるかと思ひます。そういうことになるとするならば、結局メーカーや卸売り業者、あるいは小売り商に対しては、付加価値税が課せられても、何

ら、一向に痛まないという状況になるのですね。全然痛まない。ですから勢い消費者というものにそれらの負担というものは全部を転嫁をされるという形になる。そういうことになりまして、勢い物価上昇を誘発する要因になつてくるのじゃないか。現にオランダで導入した場合には、たいへんな物価上昇に見舞われた、そういう事態があるわけですね。いまアメリカやイギリスも付加価値税導入でもつていろいろ検討されているようでありまして、そういうところが一番各国で心配をされておる。その辺は、ことに日本の場合、四十五年の統計でいっても七・三%の物価上昇率ですね。これほど上がっているわけですね。ことにこの見通しは五・三%で、とてもそれではおさまらないといふのが一般の見方です。こういう状況の中で、付加価値税を導入をしたということになると、私は相当物価にはね返ってくるのじゃないかというふうな考えをしますが、その辺は大臣一体どういうふうな理解をされていますか。また現地の実情は一体どのように把握をされておられますか。

○国務大臣(水田三喜男君) さつき私が青色申告云々という記帳の問題を出しましたことは、やはりそのことと関係がございまして、これは最終的に消費者が払う税金でございまして、中間のものは税を負擔するのではない、いわば立てかえることになりまして、そうすると、よほど記帳がしつかりしないという、この付加価値税制度といふものはうまく運営がでないというところになります。この記帳といふものについての習慣がよほどよく積まれていないという、なかなかむずかしい、いまの日本の現状から見て、そういう点でいろいろむずかしい問題があるだろう。それをやると簡単にできる方法はないかということ、やはり日本の実情から見て、この日本の風土に合ったといふものか、そういうふうなことを考えれば問題の一つだろうというふうに考えております。

それといふ言ひましたように、これは最終的に消費者が負担する税でございまして、物価は当然

然たとえば三%、付加価値税が三%にきまるといふことになりまして、物価ははつきりと三%上がるといふので、これは割り切らないでできない税制であるといふことで、欧州各国ともこれは割り切らなければいけません。途中の段階で吸収するとか、吸収させないといふことを考えたらできない。税金できれいに五%というときには、物価が五%上がるというのを割り切つて実施すべき制度である。これはどの国でも見解は一致しております。その場合、一番必要なのは、五%上がるといふときに便乗の値上げが、はんばをみな切り上げたり、いろいろ便乗値上げが行なわれるので、これは行政監督といふことが、指導といひますか、そこらに非常にむずかしい問題がある。ですから物価が一応落ち着いたときに実施すること、一番いいので、物価上昇の速度の低いときに実施すること、それは不適当だと、それでオランダが一つの例で、一時やめました、一応落ち着いたので、ごらんのとおり実施ということになったわけですが、物価が急速に上がっている間は、なかなか行政の手で押えきれない問題が起こるというので、やはり落ち着いたときに実施することがいいと、それはそのとおりであらうと思ひます。

で、そうしますといふと、日本でも実施する、かりに将来実施するといふ場合ができたときには、やはり便乗の値上げといふことが、一番これは避くべき問題でございまして、そういう意味から私は、訓練の意味と云つてはおかしいのです。関税の引き下げとか、円の切り上げといふことによつて、日本の輸入品の物価が下がるというときに、これはやはりこの追跡調査を十分にやつて、少しでも下がったものについては、やはりそれだけのものが国内物価にあらわれてくるような行政監督を強化して、この点についての訓練と云つては悪いですが、この慣習をいまつけることが将来のために私は必要だといふふうにも思ひ考

えていふところでございまして。

○戸田菊雄君 大臣が明快な答弁をいたしましたように、確かに消費者負担なんですね。それはま

あ割り切られた。

そこで問題なのは、やはり若干の所得税減税をやつても、片方からはこういうことで、消費者負担といふことでつづり取られてしまふわけでありまして、ことに貧乏人と金持ちとの比較においては、これは消費財といふものは、そう金持ちだから多く消費するといふことはいふのでありまして、かりにたばこでも、ビールでも、酒でも、その消費といふのは、おおむね一人分の消費といふのは限度がきまつていふわけでありまして、そういうことになりまして、どうしても貧乏人に対する課税といふことが、どうしても大衆重課といふことになる。もちろんその税率の段階方式が設定されるでしょう。たとえばフランスあたりだつて二三%標準税率です。生活用品の密度の高いものから、需要の高いものから、いわゆる税率をだんだん上げていくというふうなことになるかもしれないけれども、しかし、そういう税率の操作はやつてみても、最終的に何%かは付加価値税が導入されることによつて負担をしなければいけないわけですから、大衆重課といふものは一貫しております。こういう状況にあるわけですから、だからわれわれとしては、付加価値税導入はきわめて悪税であるといふことだし、かつて戦時中戦費調達の手段として各般の税金がやられたためしがあるわけですから、そういう歴史的経過からいつても、国民の感情としては容認できないといふのが、私はいつわらざる心境だろうと思ひます。

ですから、まああえていへば、産業構造上における、いわば税制の中立性といふもの、これは阻害することになりますし、そういう意味合いにおいて、私は付加価値税導入等については十分な検討、われわれは反対でありますけれども、それをやつて十分国会等で審議ができるような体制をこれから要望しておきたいと思ひます。

時間がだいぶんかちましたので、一応付加価値税に対する質問は終わりますけれども、四十八年度の所得税減税、これは減税方法をとりますか、減税方法をとるとすれば、一体課税最低限の引き

上げていくのか、税率の緩和でいくのか、あるいは課税単位の変更、こういうことでいくのか、その辺の内容について、第一点、ひとつ明らかにしたい。

それからもう一つは、いまい々ゆるる雑損控除といふのがありますね、所得税、給与者の。い々ゆるる確定申告を行なうもの、四項目ほどあります。その三項目に、い々ゆるる雑損控除、医療控除、こういう適用を受けようとするものについて、は、次のような要領でこれだけ免除をいたしますということがあるわけですけれども、この雑損控除は一貫してそのまま据え置いて、大体十六万幾らですか、七千五百円ですから、控除額が。だからいまらきわめて低い所得層であります。おそろくいまの生活保護対象以下のような人になるのじやないかと思うんですけれども、こういつた非常に不幸な人たちです。こういつた問題に対して、私は雑損控除の引き上げをやるべきじやないか、あるいは医療費控除の引き上げをやるべきじやないか。こういうふうに考えるんですけれども、これからの問題については、どう考えるか。以上の点についてひとつ大臣の見解を聞きたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 先に、先ほどの問題について、もう一言お答えしておきたいと思ひますが、逆進性の問題から悪税というようなお話でしたが、これも欧州で私どもが各国を歩いたときの話では、これも割り切る必要のあるものの一つ、国民所得の水準が低いというときには、税のこういう問題の逆進性というものは言えるのですが、一定の国民所得の水準が確保されたという国においては、逆進性という問題と、この税の付加価値というものの比較において考えた場合、逆進性という問題は、これももう割り切らなければならぬ問題であるというのが一致した意見であるということと、それからもう一つは、重大な問題でございしますが、いま、私どもは反対であるけれども、政府はやるという場合には、十分慎重に国会でもみんなが理解できるような案をつくつてくれということ、これはそうするよりほしかたがな

いと思いますが、一番重要なのは、野党が反対する限りはこの税はむずかしいというのが、各国とも体験の上から、これほど反対しい税制はない、逆進性だとかなんとか、増税だとかいって、選挙の前には、国民の前にもってこいの反対の題目になるのだが、それがいかに必要だとかは、与野党が十分研究の上で踏み切ってできるものであつて、そのための準備を各国とも二年や三年かかっているのだということまで言われておりましたので、私は反対だが、政府はやれというのでは、これはやれないと思いますので、私は政府の案がもう少し進んできましたら、皆さんに十分理解を得てもらうことのほうが、先の仕事だとお思っておりますから、その点もあらかじめひとつ御了解を得ておきたいと思います。

あとの問題は……。

○政府委員(高木文雄君) 所得税につきましては、毎年減税が行なわれております。現在の所得税の構造から申しましても、また経済の最近におきます伸びが大きいということから、よって個人の所得の伸びが大きいということからも、毎年減税を行ないませんと、非常に負担が重くなるということがありますので、行なわれてきております。

そこで、四十八年度というお話でございましたが、四十八年度のことをいまから見通すことは非常にむずかしいといいますが、少し早過ぎると思いますか、私どもとしてはと申しますか、主税局といったしましては、所得税の本来のそういう構造にかんがみまして、どのような事情がありまして、ぜひとも所得税の減税はお願いしなければならぬと思っておるわけでございます。ただ、その場合に、内容をどうするかということにつきましては、これはよほど慎重な検討を要しますし、それから控除を中心とするか、税率を中心とするかというような問題につきましては、これはどの程度の規模の減税が財政上、歳入歳入総体の上からいって許されるかということにらみ合わたした上

でない、なかなか結論が出ないわけですので、現段階ではちよつと何とも申し上げかねるわけでございます。

ただ、昨年の秋の国会のときに何度も御説明はいたしました。が、所得税の仕組みは、控除と税率からなっているわけでございますので、全般としてあるバランスのとれた減税ということでなれば、私はやや個人的になりますが、可能であれば、税率と控除の組み合わせということが本来望ましいことであると思っておりますけれども、いま申しましたように、できるならば、これは財源といえますか、所要財源といえますか、どのくらい規模の減税をするというこの関連でできることと思っております。

それから、諸控除のことについてお触れになりましたが、質問の御趣旨がちよつとはつきりわかりませんが、雑損控除等につきましても、雑損控除のほうは、金額の頭打ち制度は現在ございませんで、ただ、いわば足切りといえますが、雑損の額が所得の十分の一をこえるときは、つまり盗難とか災害とかいう雑損がありました場合に、控除が働きますが、その盗難なり災害なりという損失の額がきわめて微々たるものであつたもので一々引かないという趣旨で、所得の十分の一をこえる場合に限り控除するということになつておるわけであります。その額が非常に大きい場合に頭打ちにする規定は雑損控除のほうはないわけでございますので、この点は御指摘のようになりますが、いまのところあまり各方面から特にそういう強い非難は実は聞いていないわけでございます。もし足切りの十分の一というのを少し下げろという御指摘でありますならば、これはあるいは研究して見なければなりませんけれども、しかし、あまり少額の損失まで全部拾うということはいかがかという問題もありますし、後に申しますように、他の控除との関係もありますので、現在のところ私どもの考え方は消極的といえますが、現行制度を变えるつもりはあまりないわけであります。

次に医療費控除の問題につきましては、これはかなりやつかない病氣にかかつて医療費が多額にかかった場合に、とても基礎控除、配偶者控除、扶養控除では引ききれないから、そこで、医療費を特別に医療費控除ということで見ましようということでありまして、簡単に言いますと、ちよつとかぜをひいてお薬を買つたとか、おなかをこわして薬を買つたとかいうこまかいものまで一々計算して引くというのでは、これはもう非常に煩瑣になるといふことで、やはり十万円または所得の百分の五をこえる場合に限つて医療費控除を働かせる制度になっているわけでございます。もう一つは、ただ、またあまり入院費等がかかるのはお氣の毒ではありますけれども、まあ社会保

險制度等も発達していることでもありますから、ことばは悪いのですけれども、ぜいたくな入院治療というのも困るということで、総額を百万円で切っておる、こういう制度になっております。この制度はたしか四十五年度改正で金額を百万円まで上げた経緯であったと思っておりますが、御質問の御趣旨が、もし足切りのほうが低過ぎるということでありますとしますと、これまた一応研究してみますけれども、しかしあまり少ない額の負担、これを全部一々引くというようないことになりますと、ほかにもいろいろの諸控除の創設の御要求もあることでもありますし、そういう問題との関連上問題があるのではないかと思ひます。なおしかし、ずいぶん先の、十分時間の余裕のあることでございますから今後とも検討はいたします。

○戸田菊雄君　ばくは雑損控除については、火災、盗難、そういう被害をこうむった場合に、現行制度でいけば一〇％控除ということになっておる、率で。だが物価変動その他によつてだいぶ経済情勢が変わつてきて、過去そう引き上げになつたということがないものですから、そのまま据置きですね、制度上としては。だからそういうものについて、かりに百万円取る者が十五万円の被害にあったといへば、これは五万円しか実質的には控除にならないということですから、うちが焼

けたり、盗難を受けたり、そういうことになれば相当な苦しい状況になるわけですから、その一〇〇の控除率をもう少し上げるわけにはいかないか。医療控除については上限が三十万円となつておる。しかし控除率は五%ですね。最近公害とか交通事故とか、そういうものが非常に多くなつてきている。医療費というものは御存じのように相当払つておるわけでしょう。そういう状態で押し込まれておるから、こういう問題について上限をもう少し上げることができないのか。率は五%だから、これももう少し上げることができないか。入院すればいろいろ看護その他あるわけですから、入院したような場合たいへんな被害になる。もちろん一定の手当てを受ければそれは差引くことになつてゐるわけですが、そういう意味合いで雑損控除というものがもう少し検討されないか。まあ主税局長の回答では前向きで検討すると、こういうことですから、それはそれでけっこうですが、大蔵大臣の心境はどうですか。本問題。

○国務大臣(水田三喜男君) まあやはり検討事項であると思ひます。

○戸田菊雄君 関税定率について、時間もありませんから具体的な問題で聞いていきたいと思ひますが、いまわが国の関税率の税目数、これから見た状況はどうなつてまいしょうか。たとえば従価税、従量税、混合関税、大体これはどういう状況になつてまいしょうか。

○政府委員(赤羽桂君) 税目数についてお尋ねでございますが、関税定率法上の税目数は非常に觀念がいろいろございまして、その場合場合にによりましていろいろ数字、品目数幾らというぐあいに簡単に申し上げられないわけでございます。そのベースがいろいろ違ふわけでございます。そのところをまず御説明申し上げたいと存じます。

まず、われわれが普通関税定率表に載つておりますところの品目数幾らあるか、かように申し上げますと、一番下の数の低い觀念から申し上げますと、

す、いわゆるB.T.N条約に基づきますところの品目分類数、けた数四けた、こう言つておりますところの分類に従ひまして数えてまいりますと、これが千九百六十六あるわけでございます。これが一般普通にいわれておりますところの基本的な税目数かと存じます。

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕

その次に、四けたの下にさらにこまかい番号が打つてございまして、これが二千三百十四、これはいわゆる税番ベースと申しますか、それによつて数えますと二千三百十四、それからさらに細分がございまして番号が振つてございまして、中に番号を振らないで、いわゆる背番号がございまして、違つた物品が並んでおつて税率が違ふ、これのベースで申し上げますと、これが約二千九百十九という数字に相なつておるわけでございます。

そこでいろいろと申し上げております中で、たとえば、ごしの関税定率法等の改正について申し上げますと、今回自由化をいたす六品目、この六品目はいま申し上げました品目数とはまた別の、いわゆるきわめて常識的な觀念でございまして、まあいわば法律的な根拠のないもの、P.R.用の常識的なものでございまして、さうなことに相なつておるわけでございますが、従価、従量の数は幾らと、かような御質疑がたゞいまございまして、たゞけれども、従価、従量の数を、たゞいま二番目に申し上げました税番の二千三百十四、このベースで従価、従量の数を申し上げますと、従価が千八百八十三品目、それから従量が八十七品目と、かような数字に相なります。

○戸田菊雄君 私は時間ですから、あと竹田君のほうに譲りますが、関税定率についてはあしたまた質問を続行してまいりたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○竹田四郎君 先にちよつと、この間お願いをした資料、関税の引き下げによつて想定される物価面への影響の試算という資料をきょう出していただいたわけですが、先ほど大蔵大臣は、円の切り上げによる輸入物品の消費物価への影響、あ

るいは関税を下げたことで消費物価が下がつていく、そういうようなことがなければ、大蔵大臣のお目当での付加価値税もなかなかできない、こういうさつきお話がありまして、まことにそういう考へ方は、私消費者物価を引き下げていくという言をいたしました。いへんりつぱだといふふうな発言をしたわけでありまして、出していただいたこの資料について若干説明していただきたいと思ひますが、何といひますか、あまり加工をしない、たとえばウイスキーとか大型乗用車とか、あるいは時計だとか、こういうほとんど加工のないものについては小売り物価がどのくらい下がるかということがあるわけですが、バルクもの、あるいは加工するもの、こういうものについては一体小売り価格というものは全然あげられていないわけですか。これはどういふことなのか。要するに、大蔵大臣の心配している途中で吸収されてしまふといふことをこれは示しているのか、一体どうなのか。その辺は、前書きのところに幾らか述べておりますけれども、その辺がよくわからぬ。結局、七十三品目の生活関連物資の引き下げといふことが述べられてゐるわけでありまして、が、どうもそういうものが消費者にとつてあまり理解できない。こゝへ出されましたおもなる品目でも、輸入時計とか、大型乗用車などというのはいま大衆に縁のないものなわけですが、大豆とか、あるいはタマネギだとか、紅茶とか——紅茶はティーバッグのものについては書いてありますが、そのほかのものについては書いてない。これは一体どういふことなんでしょうか。その辺は吸収されちゃうといふ意味なんですか、それとも、どういふ意味ですか、少し御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(赤羽桂君) お出しいたしました物価の資料でございますが、小売り価格のところは棒を引いてあるのが、おっしゃるとおりあるわけでありまして、これらにつきましては、実はこの小売り価格の点、これはいろいろな実は規格がございまして、それから大豆と申しましても、これはた

また大豆油と大豆かすの卸売り価格について書いてありますが、御案内のとおり、大豆はいろいろ多目的に用いられてゐるわけでありまして、それで一々小売り価格のところまで追求をして、この小売りはどのくらい下がるだろうという計算が、ちよつと短時間の間にできませんものですが、それでつかまえることができなかったものでございまして、とりあへず、これは卸売り価格の段階までわかつたところで書いてございまして、一面、まさに御指摘がございましたとおり、はつきりと小売りまでストレートにわかるようなものがあるわけでありまして、わかる製品のようなものもあるわけでございます。かようなものは、つかまえられるものはここに書いてお出しをしたと、こういうことでございまして。

○竹田四郎君 趣旨はわかるんですが、これはやっぱり出していただかないと、一体何のための関税の引き下げだったのかといふことが、せつかく大蔵省の資料には生活関連物資の引き下げといふことが書いてあるにもかかわらず、消費者にはその影響がない。途中で吸収される可能性が非常に強い。これは大蔵大臣のさっきの趣旨からいっても、私はたいへんよくないことだと思つております。これにプラス、今日では円の切り上げによるところの価格の低落というものが、これに輸入価格の低落ですね、この問題があるというふうにかえてみますと、ほんとうは小売り段階においてかなりの価格の低落というものが、私は消費者として、せつかく大蔵省が考えた関税引き下げというものがあまり効果的に国民大衆にわかないのじゃないか、こういうふうにおもうのです。が、むしろ、もう少し下げるものは下げて、たとえば紅茶なんかのパラものについては無税にするとかといふような形で、もつと大衆に関税を引き下げた効果が具体的にあらわれるというふうなところまではつきりさせないといふけないのじゃないかと思ひます。そういう面では、いま、関税率を引き下げた効果というものが一番あらわれやすい時期だといふふうに私は思ふのです。これは片方

で円の切り上げがないという場合には、もうこれだけですけれども、円の切り上げという事態があったわけでありまして、関税率の引き下げプラス円の切り上げ率というものが加わるわけでありまして、実際上は二倍にも三倍にも大きく消費者物価の引き下げに關連してこなきやいかぬと思うのですが、この辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(赤羽桂君) 全く御指摘のとおりでございます。実は、関税引き下げと物価の關係、これはいろいろ商品によりまして——いま、その関税を引き下げても物価がなかなか下がらない、こういう面ばかりが非常に強調されております。また、事実、そういう印象を与えることは事実でございますし、下がらないどころか、中には上がるというふうなお話も、前回の答弁で申し上げているわけでございますけれども、何と申しますか、関税について敏感なる商品につきましては、たとえば、今回の関税率の引き下げが、これこれこういうところであるというふうなことが発表されて、すぐにそれじゃ下げるように、たとえばフィルムなんかはそうでございますけれども、この法案が案としてでき上がった段階、三月の初めごろでございましたけれども、フィルムの引き下げを行なうというあたりは直ちに発表をしておる。それから昨年、同じようにやはりフィルムなどは、その法案を出した段階でその引き下げを発表しておる。それから自動車なんかも若干それに似た傾向があるわけでございますが、そういった代表的な例はほかにもございますが、これを下げても、なかなか末端の消費者価格に影響がないというものも御指摘のとおりあるわけでございまして、われわれもいたしましては、かような点につきまして、もちろん、これは関税が物価構成のすべてではございませんのですけれども、それが少なくとも契機になつて下がるという面も多大にあるというのを期待をいたしておるわけで、現実にもそういう例があるわけでございますが、全般といたしまして、物価全般の問題は、やはりこういったものが下げられるということを契機といた

しまして、さらに、それがいかに小売り価格まで浸透するか、あるいは浸透させなければならぬかということにつきまして、政府全体としてこれは強力に留意し、努力をすべきやいかぬかと存じます。去る三月三日の物価關係閣僚會議のあれも、輸入品の物価を中心にして追跡調査をいたし、その結果を末端行政に反映をするというふうなことがうたわれたわけでございまして、その線に沿つてわれわれもいたしまして、必分の努力をいたしたいと存する次第でございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣に伺いますけれども、世評でありますけれども、とにかく円の切り上げが一六%あった。それで今度は関税率も引き下げる、こういうことがあるにもかかわらず——幾らか、一つや二つはありますわな、しかし、全体的に生活関連物資が下がっていくという、下げさしていくということとは、私は同時に政府の責任でもあると思うんですよ。それが途中で吸収をされてしまったのでは、これは一般大衆としちやもうまことに迷惑なこと、片方では景氣の不況で、片方ではそれによつて幾らかでも影響があるかと思えば、それがないうことじや、これは困るので、もう少し末端まで円の切り上げと、関税率の引き下げが影響されるように、何か施策をとつてもらわなければ困ると思うのですが、その点、大蔵大臣、政府の一員としてどんなふうにお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 生活関連物資で、まず六十品目を選んで、これを徹底的に追跡調査をするということにして、それによつて、この追跡調査をいたせば、大体の物価の浸透のしかたがわかりますので、末端の行政指導のこれは資料になりますので、それによつて政府の行政指導の徹底に強化しようというふうな、そのために、まず、品目を六十品目選んでいくわけでございまして、これをほんとうに追跡調査するということ、この円の切り上げの効果と、関税引き下げの効果と、流通過程でどういう形で変化していくかという実態がつかめると思ひます。それによつて十分

の対策を立てたいと思ひますが、私はさつき申しましたように、たとえば、政府が食糧で買入小麦が安くなる。これを安く買った分だけ払い下げ価格で安くする。これは政府が取り扱う物資ですから、かりにそうしますという、これが末端にきてパンになる場合にどれだけの影響があるかといひますと、たとえば一斤六十五銭とかなるとかといふことになる、非常に中途はんばいなんものであつて、それだけのはんばい値下げなんといふものが、實際的にはこれはなかなか小売り業者としても扱いにくいだろうというふうないろいろな問題が出たという場合には、やはり場合によつたら、キャラメルや何かの中に入っているようなクレープとか何か入つておりますが、もうはんばいなんものでもいひからそれらを入れて、これが幾つか集まつたらほかのものとかがえられるようにするとか、とにかく何かそこへやつぱり国民の目に見える措置といふものをやつぱりするといふところまで私はいつてみたいという意欲だけ持つておるんですが、うやむやにそういうことは一番困ることだろうと私は考えております。

○竹田四郎君 いまの大蔵大臣のアイデアそのものが實際できるかどうか、これはいろいろ疑問がありますけれども、しかし私そういうふうな姿勢で臨んでいただくことはたいへんいいことだと、こういうふうにお思ひます。その点はひとつ、いろいろなやり方があるうと思ひますけれども、この前は、学童用の給食パンに、小麦の価格の引き下げをそこにひとつ集中しようということも私は一つのやり方だと思ひんで、非常にけっこうな、そういう考え方で今後進んでいただきたい、このように思ひます。

それから、関税の問題に入りたいと思ひんですけれども、たしか来月の中旬からチリでUNCTADの第三回の総会が開かれるだろうと思ひんですけれども、それに対して一体今度は中国が参加するかしないか、その辺はいかがでございませうか。○政府委員(赤羽桂君) 中国は参加する予定でございます。

○竹田四郎君 この會議はかなりあらちから注目されておりますし、特に南北の問題、あるいは日本と開發途上國の諸問題といふものがかなり今度出てくるのじやないかといふふうに予測をされてくるようでありまして、この會議に臨む日本政府の態度といふようなものは一体どういう態度でございませうか。

○政府委員(赤羽桂君) UNCTADの總会が来月、四月の中旬から約四十日にわたつて行なわれる予定になっております。今回のUNCTADの總会には、たゞいま御指摘ございましたように、中国の初参加といふような政治的にも非常に大きなことがございまして、それからさらに昨年すべり出しましたいわゆる特惠問題のレビューといふようなこともございまして、いままでのUNCTADの總会の中ではきわめて重大な會議かと存じます。

そこでこのUNCTADの總会に、いかなる議題が出されておりますかを一応御紹介を申し上げます。たいと存するわけでございまして。

まず、ただいま申し上げました、現行特惠制度のレビュー。それから後進國援助問題。それから非關稅障壁の問題。それからいわれる通貨調整への後進國の参加の問題。それから最後に、UNCTADそれ自体の機構と申しますか——いまUNCTADといふものの性格は、何と申しますか、これは勧告機關、會議機關と申しまして、強制権といつたようなものがないわけでございまして。そういう、何と申しますか、UNCTAD自体の機構をもう少し強化をするといふような種々の問題が予定をされていくわけでございまして。

これ全般に對しまして日本政府としていかに臨むかといふ点につきましては、これは外務省を中心にして、ただいまいろいろと案を作成中でございますので、そちらのほうから御説明いたしたいほうがよいかと思ひますが、私らの窓口から申し上げまして特惠の問題があるわけでございまして、その点についての考え方をひとつ申し上げたいと思ひます。

特惠は、御存じのとおり昨年すべり出したばかりでございます。日本についてみましても、日本は特に昨年は早期に実施をいたすということで、昨年八月一日からすべり出しているわけでございませうけれども、それが約半年くらいの間を経過いたしました。その実施状況でございますが、あるいはその国内産業に対する影響はまだはっきりとつかめない状態ではございますが、特惠を実施するに際しましていろいろと議論が行なわれました。たとえば、日本のスキームに対する批判、そういったものに対して私らといたしましては、特惠実施後の、完全ではございせんが、ある程度の結果に基づきまして、特惠制度の本質、つまりこれら先進国が何らの代償なく、いわゆる後進国に対して特惠という関税上の制度を通じて、後進国の工業化、経済成長をはかる、そういうことによつて世界貿易全体の拡大を日本の行なつておりますところの特惠制度のスキームについてのレビューには、積極的前向きな姿勢で参加をいたす。それからさらにUNCTADの総会の前になるかと存じますけれども、現行の日本の特惠のスキームに關しまして若干の手直しをする。地域もしくは国の追加、あるいはこのスキームそれ自体にも管理方式の改善等をはかつてまいりたいと存じております。

○竹田四郎君 大蔵大臣にお伺いをしたいと思ひますけれども、開発途上国、九十五、六国になるという話であります。そういう国に対する援助、あるいは貿易、関税というもののについては、現在のGNPが自由世界で第二位になつていて、しかもドルの外貨が百六十五億ドルもある、こういう現在の日本の立場から基本的にどういう態度で臨むべきか。ひとつ大蔵大臣からお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 基本的には、いま局長が言いましたように、積極的に前向きな態度でこの會議に臨むというお話でございますが、問題は、今度のUNCTADにおきましては、海外援

助の問題につきましても、量質両面の問題、いろいろの問題で、相当低開発国側からの要望にきついてもあると思ひます。その場合に、やはり特惠供与国同士の負担の公平ということも考へ、また国内産業との関係ということも考へて善処しなければならぬことと考へますので、まだ會議に臨むについては、外務、通産、大蔵、これは相當緊密な打ち合わせをし、十分方針を検討して臨まなければならぬと考へておりますが、國會その他でなかなか時間がございせんので、少しおくれしておりますが、四月十日にはこちらで代表を出します。それまでにはそういう問題に対する方針だけははっきりと私どもはきめたいと思ひます。その方針は、むしろ後進国援助というふうなものについて、やはり国際貿易拡大ということと、南北問題の解決ということを中心として、これはわれわれは積極的に考へて臨むつもりでおりますが、なかなか具体的な政府の方針をきめるということには相當むずかしい問題があるだろうと私は考へております。

○竹田四郎君 いろいろな新聞報道から見まして、今度の場合かなり日本が後進国からやり玉に上るのじゃないかということが言われております。特に中国の参加ということが、今度のUNCTADの會合で、中国がどういう態度を一体日本に示すか、これはかなり注目されることであらうと思ひます。で、中国のほうといたしまして、とにかく去年あたりの生産というものは、文革以前の生産にほぼ戻つていて、こういう状態の中では、おそらく中国と日本との今後の貿易の問題、こうした問題もかなり問題が出てくるであらうと思ひます。特に中国が、われわれは大国主義の立場には立たないというのを再三再四繰り返しているというのを見ますと、特に日本に対する風当たりが強くなつてくるという可能性というものには非常にあるんじゃないか。そういう立場を考へてみますと、今日の日本が、まあこれは大蔵委員會でありますから、外務の關係は別といたしまして、やはりUNCTADに対する日本の態

度というものは、かなりはっきりしたものを持っていないといけないんじゃないか、こういうふうなふうに思ふわけですが、関税局長にお伺ひしますけれども、さつきかなり特惠のスキームを改正をして臨んでいくというふうなお考えのようでありまして、具体的にどういう管理のしかたを考へるのだというふうなお話もありましたけれども、具体的にどういうところを、どういうふうに変えていくつもりですか。

○政府委員(赤羽桂君) しかたを考へると、根本的に変えるという意味ではございせんのです。が、たとえば、いま特惠品目について輸入工業製品につきましてシーリングという方式、スキームをとつておるわけでありまして、一定のワク以上輸入が行なわれますと、特惠関税率の適用は停止される仕組みに相なつておるわけでありまして、

ところで、はなはだ技術的、事務的なことにわたるわけですが、この管理方式は、いまいふゆる日別管理方式と月別管理方式というものをとつております。センチチップの商品については、日別

毎日の場合にらんでみて、ワクがいつぱいになったという場合には、いつぱいになったということがわかつた日の次の日から特惠を停止する。月の場合には、その日の属する月にわかつた場合には、その月の次の月から特惠を停止する、かような管理方式をとつておるわけでございます。これはどこが違ふかと申しますと、いわゆる日別の場合と月別の場合と申しますと、日別の場合は、その間に一日だけ猶予期間と申します。か、間があくわけでありまして、その間に入つてきた品物につきましては、これは当然ワクを突破する。これはこの方式を設定いたしますときから、これは十分意識して、何と申しますか、もちろんワクは厳密に守らなければいかぬわけですが、その点はある程度クッションと申しますか、猶予と申しますか、そういう意識で一日の猶予期間がある。月別の場合は、それが一カ月となる。一日と一カ月の間ではかなりこれは、つまりワク以上に入る量が違ふわけでございます。日

別を月別の管理に移すということは、つまりそのワクの關係から申し上げますと、ややそこがゆるまる、こういうふうなところになるわけですが、私の申しましたスキームの改正と申しますのは、根本的なスキームの改正は、これは特惠が実施をいたされまふ前のUNCTADの會議におきまして、これは三年ごとにレビューするということに相なつておりました。それを受けまして、政府の經濟關係協議會の決定といたしまして、三年ごとにレビューいたします、こういうふうなことになるわけでございます。私どもの申しましたのは、そういう根本的な改革というものは、まだ半年に満たないわけでございまして、それには触れませんが、何といひますか、さような微調整と申しますか、さようなことをやつてまいりたいと、かように考へておるわけでございます。

○竹田四郎君 そういふことはすぐにでもできることだろうと思ふのですけれども、大體特惠関税にいたしまして、その他の関税にしまして、原材料はもうほとんど無税だ、手を加えられた工業製品に限つて関税がかかつていく、こういうシステムが大体日本の――あるいは先進国でも大體同じだろうと思ふのですけれども、そういう仕組みになつておると思ふのです。これ、こういう形でいきますと、せっかく特惠という制度をつくり、そしてそれが開発途上国の援助になるんだというところに対して、どうもその辺は、形はあつても実効がない、こういう形が出てくるんじゃないだろうか。たとえば農産物等の一次産品にいたしまして、まあ非常に特惠対象になる品目は少ない。そういうことであつたり、あるいはワクの計算にいたしまして、これは日米繊維交渉のときでもたいへん問題になつたわけですが、日本のほうは、ワクは大きくして、その中で融通がつけれられるようにしろ、こういうことでありまして、けれども、アメリカのほうは、品目別のワクにするというので、あのときには非常に問題になつた事項でありまして、日本がアメリカに対してそういうように要求しておることを、開発途上国に

はやはりそういう品目別な形でワクをつくるということになりますれば、一つのワクがだめになれば、それをほかに移すわけにいきませんから、そうすれば幾ら輸入をしたということでも、そ

こで特恵は抑えられてしまふ、一般の關稅並みに
なつてしまふ。あるいは原產地証明等について
も、これは非常にきびしい形というものがおそら
くあるのではないだらうか。こうしたものももう
少し緩和して、開發途上國の産品を輸入をして
いく、そうすることによつて開發途上國の産業
あるいは工業を盛んにしてやっていくというや
うなことのほうが、むしろいま、九十五カ國の
リマ憲章等にも見られるように、むしろそうい
う方向といふものを強く望んでいるんじゃないか
と思うので

す。そういうような全般的な形、あるいは割り当て額にいたしましても、さらにそのワクを拡大をしていく、こういうようなことをしていかなければ、少くとも世界のトップクラスにある日本の経済として、やはり世界に信用されない、こういうようなことになるんじゃないだろうか、こういうふうに思うのですけれども、そうした全体的な見直しというようなものをやりまして、これだけ日本の経済というものは強くなったんですから、もう少しそうした開発途上国、特に中南米とか、あるいはアフリカというような、そういうところに今後市場も開拓していかなければならぬと思うのですけれども、そういうような観点をもう少し見直して直していくというような態度を、今度のU

NCITADの会合においても日本としては積極的に出して行く。そうでなければ、外交的にも日本が、後進の開発国からも孤立してしまふ、相変わらずエコノミックアニマルという名前だけが残っていて、こういうふうになってしまふのじゃないかと思うのですけれども、この辺は、今度の第三回の大会というのは、日本の態度いかんというもののがかなり私は会議全体を大きく左右するものになるんじゃないか、こう思うので、三年ごとのレビューをやって直していくということもいですが、けれども、現在の日本の状況では、三年ごとでなく

て、いままでの経験の中で、すでに悪いものはほとんど直していくという、こういう態度にならなくちやいかぬと思いますが、こういう点はどうでしょう。

○政府委員（赤羽桂君） 全く御指摘のとおりでございますまして、先ほどの特惠スキームにつきまして微調整をやると申しましたが、そのときに、実は御説明が足りませんでした。まず第一の御指摘の品目分類をもう少しゆるくしろというお話でございますが、日米の繊維に関連しても、そういう問題はつきりと出ておるのではないかというお話でございますが、これは先ほど申しました管理方式の改善とともに実行いたすということで、ただいま検討を急いでいるのでございます。

それから、原産地証明の問題につきましては、実はこれは特惠のすべり出しのときにはかなり厳格なものでございまして、受益国よりの原産地証明は、官の機関のはっきりしたものでなければいかぬということとございましたのですが、その後受益国からの要望に従いまして、たとえば、商工会議所とかいったようなものもこれに含ましめるということ、これはもう昨年の秋に緩和をいたしておるわけでございます。それで、ただいま申し上げました品目分類の緩和にいたしますにしろ、それから管理方式の緩和にいたしますにしろ、UNCTADの総会の前までを一応の目標といたしまして、ただいま検討を急いでいる次第でございます。

○竹田四郎君　それから、輸入のワクです、このワクは四十三年のそうした国々からの輸入額プラス前年度ですか、前々年度の先進国に対する輸入額の一〇％ですか、そういうものを加えるといふんですが、これあたりも検討をし直す必要はないのですか。特に四十三年というのは、まだ日本の輸入の自由化というものもかなり少なかった時代です。そういう点で、こうしたものも広げていかなければ、おそらく後進諸国に対する日本の意思というものが通じていかないんじゃないかと思うのですが、この辺はどういうふうにされますか。

か。

○政府委員(赤羽桂君)　ただいま全体のシーリングのお尋ねがございました。これは御指摘のとおり基準年は一九六八年であるわけでございます。

が、これと受益国以外からの輸入額の一割、二つ
合わたせたものだ、かようなことに相なっておる
わけでございますが、いわゆるこの基準年、一九
六八年を基準にするという点につきましては、こ
れは何と申しますか、わが国の特惠のスキームの
根本に触れる問題でもございます。それからま
た、これを直すということになりますと、法律改
正はもちろん当然要るわけでございますけれど
も、そういう点から、なおこの特惠が実施され
てからまだ目が残いことでもございますし、もう

少し若干時日をかしていただきまして、国内産業への影響等も勘案しながら検討していくということでございます。

なお、それにプラス一割のほうは、これは毎年毎年最近年の輸入額と、かようなことに相なっておるものでございますから、これは当然毎年毎年ある程度ふえてくるわけでございますけれども、全体のシーリングをそれ自体につきまして、一九六八年というのはまず時点としてもう古いではないか、全体のワクが、非常に小さ過ぎるワクを設定いたしましたしても、先ほども申し上げましたけれども、適用が停止になるやつが、こういう小さなものだと非常にひんばんに起きてくるんじゃないかというような御指摘は、これはよくわかつている

わけてございますけれども、ただいま申しましたような事情から、基準年の変更それ自体につきましては、もう少し若干の時日をおかしいただきたいと存じます。

○竹田四郎君　それだけが輸入ワクをきめる尺度に私はなっていないと思いますね。そのほかにもおそらく緊急関税の問題がある、あるいはエスケープクローズの問題もあるだろうと思いますから、そういうものというものは、もう少し私はゆるめでも、国内産業に対して非常に影響があり得るときには緊急関税の方法等も使えるのですから、そ

の辺は、私は今度の会議に行く際に、やはりその辺を広げるといふようなことが必要だろうと思ふのですけれども、これは法律改正が必要だといふことになれば、早急に法律改正の道に、少なくとも

も来年度あたりの通常国会にはそういう法案を提出するといふようなかまえてでなくちやいかにぬと思ふのです。この点はどうですか。

○政府委員(赤羽桂君) 来年度ということに相なりますと、大体特恵実施一年というようにすることに相なるわけでございますが、UNCTADの総会もあることでございしますし、そこら辺の基準年を變えるか變えないかといふような点につきまして、なお検討を続けたいと存じております。

○竹田四郎君 せっかく大蔵大臣お見えになつて

おりますから、あんまりこまかい問題を進めていってもいかがかと思いますが、何か大蔵大臣いまのことで御意見ございましたら、ひとつお述べただきたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) いまのお尋ねの点は、私はやはり今度の会議で要望として出てくる問題じゃないかというふうに思われますので、したがって、さっき申しましたように、この会議に臨むにつきましては、関係省とそういう問題についても方針をきめて出る必要があるかと思っております、これから関係省との検討をしたいと思っております。これはこういう問題は、今度出てくるような気がいたします。

○政府委員(赤羽桂君) ちょっとつけ加えさして

いただきたいと存じます。ただいま、いわゆる一割の部分を一年シフトする分がふえたと申し上げましたが、その部分などで約三割近く輸入がふえまるといふことに相なりますので、ちよつとつけ加へさせていただきます。

○竹田四郎君　大蔵大臣せっかくお見えですからお聞きしたいと思うんですが、日本の関税は一般的に先進国の中でも非常に高いと、こう言われている。特に貿易の自由化が叫ばれた当時、まあ自由化をするかわりに関税を高くする、こういうもののが今日に大きく影響をしていると思うんですけ

れども、こうした日本の高い関税というようなものを、一体今後どういうふうにしていくべきであるというふうに考えていらつしやるんですか。その辺をお聞きしたいんですが、いまも述べましたように、特に工業製品というようなものに対して関税が、特に問題が起きてくるのではないかと、もちろん農産物について、先ほどの特惠に關連して開發途上國のほうから問題が起きてくるわけでありますが、いずれにしても日本の関税を將來どの方向に持つていくかというのか。これ、特に日本の關稅政策との關連でございますので、大蔵大臣にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) この國際經濟の變化と申しますか、日本經濟の國際的地位の變化と申しますか、非常に最近變つてきてまして、かつて自由貿易主義というようなものについてはきつめて消極的であつた日本でございますが、最近ではむしろ保護貿易主義とか、あるいはブロック主義というようなものが他の先進國にも台頭しておるといふような狀況に反して、逆に日本經濟自身が自由貿易による世界貿易の拡大というのを望む立場に、いま變つてきてきているというのが、最近の私は、私たち自身の立場の變化であるといふふうに考へております。したがつて、國際ラウンドの問題にいたしまして、御承知のとおり、むしろこれから日本が先進國の中心となつていろいろな役割りを果たさなければならぬといふことから見ましても、こういう變化ははつきり私どもは意識しておるわけでございますが、そういったしつとを、やはり日本自身が率先してやらなきゃならぬといふことだろつと思はれますので、したがつて、關稅というものも、これをできるだけ低くしていくという方向に將來私どもは考へなければならぬといふように考へております。

○竹田四郎君 この前佐藤総理が、これからは日本も、諸外國の貿易ブロック化、こういうようなものはまずいものであるから、こうしたものを直していくためにジャパンラウンドをやる、こうい

う御發言があつたといふふうに私記憶しております。雜誌なんかでも、ジャパンラウンドをこれからやつていくのだといふようなお話だつたんですが、このジャパンラウンドの構想というのは一体どんなふうになつていくのですか。

○政府委員(赤羽桂君) 国内におきまして、ジャパンラウンド、國際的にいまして次期國際ラウンド、あるいは次期K.R.といわれておりますこのジャパンラウンドないしは次期國際ラウンドの必要性並びにそれをやるべきではないかといふような話が國際的に出ましたのは、昨年の四月でございます。ガットの非公式總會ですでにそれは取り上げられてゐるわけでございます。當時、日本はちやうど國際收支の黒字が定着をいたしまして、いわゆる八項目の政策が出る前、ちやうど一カ月か二カ月前のときであつたのでございまして、日本はこれに対して積極的に賛成をするといふような態度で、実はこの非公式總會に出たわけでございますけれども、當時まだ実は国内におきまして若干の調整を要する部分がございまして、日本が積極的にならざるに、スウェーデンを提唱するといふことにならず、スウェーデンないしはカナダが同一趣旨のことを言つたわけでございます。それに対して賛成をするといふことにとどまつたわけでございます。

その後、昨年の十一月のガットの總會におきまして、このときはいわゆる關係レベルの會議でございまして、そのときに日本の代表として木村企画庁長官が出席されておるわけでございますが、このときは、いわゆる第一番目に國際ラウンドの必要性を提唱をいたし、なおかつ反對國に対していろいろの説得につとめたわけでございますが、昨年の秋のガットの總會におきまして、この結果といたしましては、途中段階でE.C.とアメリカが時期尚早といふことでこれに反對をいたしておつたわけでございますが、アメリカは最後に賛成側に回つたわけでございますが、E.C.のほうは最後まで反對を堅持したわけでございます。ガットの總會の決議といたしましては、賛成論、反對

論、両論併記する、かような結果に相なつたわけでございます。

その後、十二月末の通貨調整を経まして、ことの二月の十日にいわゆる日米共同聲明並びにアメリカとE.C.の共同聲明が相次いで出されておるわけでございます。この兩聲明は、アメリカも昨年の四月以来あつちへ行つたりこちへ行つたり、やや態度が不確定なところがあつたわけでございますが、はつきりと一九七二年中に次期國際ラウンドの準備をし、一九七三年より關稅障壁、非關稅障壁、工業品、農産品、すべてにわたつて、世界貿易の拡大を阻害するものについて、その調整討論を行なうではないかといふことで、ガット加盟國全部に呼びかけておるわけでございます。この聲明の意義と申しますのは、私からあらためて申すまでもなく、非常に重大なことでございます。次期國際ラウンド、ケネディラウンド以降の世界通商關稅問題の基本的なルールを示したといふことで、しかも非常に三大実力と申しますか、米、E.C.、日本の三大実力國が一致して、そのういふ方向を打ち出したわけでございます。その意味において非常に意義が深いものと思ひます。

それでこの聲明は直ちにガットに通知をされまして、このガットの事務局よりも各加盟國に対して通知をされておるわけでございますが、三月七日にガットの理事會を開きまして、約三十カ國が集まつておりますが、この扱いをどうするかといふことで協議を開いております。大体基本線といたしましては、これに賛成であるといふこととございまして、後進國の一部にまだ何をやるか具体的な内容がはつきりしないので、それにいま直ちに參加する、參加しないの意思表示は留保するといふようなことで現在に至つておるわけでございます。わが國といたしましては、かような背景のもとに、次期國際ラウンドに対処する心がまえと申しますか、あり方を申しますと、第一次のいわゆるケネディラウンドのときははるかに飛躍的にわが國の國際的、經濟的地位といふものは變つて

てきているわけでございます。また逆にアメリカの、第一次ケネディラウンドにおけるアメリカの地位といふものは少し低下してきている。こういうような状態でございます。わが國の立場といたしましては、自由貿易、世界貿易の拡大の方向といふのは常に國益に合致する、こういうことを念頭に置きまして、率先して關稅・非關稅障壁等、貿易を阻害する要因について、相互にこれを排しておる、かような方向に向かつて進んでいくと考へております。

○竹田四郎君 それが合意が遂げられないと、日本の長期的な關稅政策の展望といふものは出てこないわけですか。それなしでも日本としては、かなり長期的な展望を立てられるといふようなことなんですか、どうなんですか。

○政府委員(赤羽桂君) それはそれ、これはこれといたしまして、わが國の關稅政策の長期になりまして、あるいは中期になりますか、さような点につきましては、そつちがやらないから、こつちは何にもやらないといふことではもちろんございせん。私たちは私らといたしまして、すでに昨年より關稅率審議會を中心といたしまして、中期もしくは長期の關稅政策の方向について勉強を始めておる次第でございます。まだ勉強の段階でございます。關稅率審議會自体といたしまして、方向を打ち出すといふことにはまだ至つておりませんが、そういう作業を、そういう政策の検討をすでに始めております。

○竹田四郎君 通産省にお聞きしたほうがいいかと思つたんですが、いづれにしても日本が關稅率を低くしていくといふようなことは必要だろつと思つたんです。しかし、それは言つても、いままでの日本の貿易政策といふものは、關稅政策の中で生産性部門といふものが、その關稅によつてかなり保護されてきた、こういう事態があるわけなんです。特に農産物等においては、まだネガティブリストがかなりあるわけですね。それから中小企業なんかにおいても、おそらく相当なものがあるだらうと思つたんですが、そうした長期計画、あるい

は中期に關稅を低下していく政策というものと、やはり日本の産業構造との關係というものを考えていかないと、關稅をどんどん下げていったけれども、それによって摩擦を受ける分野というものも相当あるわけでありまして、そういう意味で、關稅の長期計画というものと日本の産業構造というものが並立をしていかなければならぬと思うのですが、その辺の關係はいまどういうように議論をされているわけですか。

○説明員(林信太郎君) ただいま竹田先生から御指摘のございました問題は、単に關稅政策あるいは貿易政策、あるいは産業政策といったような個々のセクター単位で考えるべき問題ではなくて、もっと総合的に日本の國の經濟全体の仕組み、あるいは世界經濟の中で、日本經濟をどう位置づけるかというところに關する長期的な展望が大前提になるかと思っております。そういった前提は、私どもの所管を越える問題でございますけれども、そういうものが与えられるという前提で、いまの三つの大問題、産業構造問題、中小企業問題を含めまして産業構造問題と、それから貿易政策上の要請、あるいはこの二つの要請を調整いたしまする手段としての關稅の長期的なあり方、こういう問題として、私どもの課題にも常時なっております。たとえば特恵を、先ほど竹田先生から御指摘のように、世界經濟全体の見地から、かつ日本の地位の変化と、ただいま大蔵大臣からお話のございましたような観点も入れてやるといたしますと、特恵は受けざるを得ないような情勢、しかし大勢がそうだからといって、中小企業問題は輕視されてしかるべきだということには断じてなりませんので、そういう要請と中小企業の順調な対応策が私どもの課題でございます。したがって、特恵の例で申し上げますと、先ほど竹田先生から御指摘のございましたように、基準年次あるいはシーリング、あるいはシーリングの管理、あるいは供与のあり方、あるいは關稅を除去する高さ等々につきまして、十分な中小企業サイドの配慮を入れながら、かつそうやりまして、なお

かつどんな事態になるかもしれませんので、緊急關稅等々の弾力的な援用等並びに中小企業特恵臨時対策措置法を持ちましてこれに対応したわけでございます。

で、したがって、産業構造それ自体として、高度化しかつ貿易政策上の要請、したがって、關稅を、ただいま長期的には大蔵大臣御指摘のよう、引き下げの方向にもっていくという方向におくれをとらないような形で、産業構造の高度化を考えてまいりたい。なかならず中小企業の対応策につきましても、意欲的に先取りするような形でやってみたい。もしそれが順調にまいりませんと、結局外の要請と内の姿とのギャップ、非常な不一致が起きるということになりますので、十分注意をいたしておりますが、通産省といましては、中小企業基本問題審議会、それから産業構造審議会等々を場にいたしまして、こういった問題の要請あるいはあり方について検討しておる状況でございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣にお願いしておきたいと思ふんですが、一方ではそういう開発途上國からの追いつけ、こうしたものが現にあるわけですが、たとえば香港あたりの製品が日本にどしどし輸出してきている。あるいは台湾の製品が、特にこれは労働集約的なものが多からうと思ふます、そういう製品がどんどん片一方には入ってくる。また一方には、外交的に中国と日本との問題というのは、今度のこの改正法の中にありますように、中國產品との格差解消という問題もやらざるを得ない。こういう問題が出てくると思ふんですが、これも、こういうものに対して、いま通産省のほうから、中小企業を中心として産業構造の改善というふうなことを、かなり強力に進めていかなければならぬ。これはなかなかいままですと、口では言われていたけれども、なかなかそれは進まない。しかし外を見れば、いま申し上げましたような、かなりの力で日本に關稅を引き下げていけ、というふうな圧力が政治的にも、それから經濟計算のほうでもこれは出てくるわけでありまして、そ

ういうことを考えますと、かなり日本の經濟構造というものをこれに対応していくような、かなり急速な、しかも適正でないと困りますから、片一方を散らして、そういうことに進むというの、それは困るわけでありまして、適正な産業政策というものが打ち立てられないと、やはりうまくいかないことになるのではないだろうかと思ふ。この辺が私としてはたいへん心配しているわけでありまして、政府としてその辺を一体どうやっていこうとしておられるのか、非常に抽象的な質問でありますから、具体的にお答えにくだらうと思ふのですけれども、この辺を政府としてほんとうに考えてもらわないと、外圧と内部におけるフリクションというふうな問題で国内の經濟秩序というふうなものかなり混乱をしていくのではないかと、こういうふうな私感するわけでありまして、これは政府としてそういう対策を何か段階的に計画的に進めていっていただかなければ困ると思ふのですけれども、そういう点について政府の考え方というものは現在どういうふうにお考えになっておりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 政府は、いま通産省から言われましたような問題、国内産業との調整の問題、これは当然考えるべきことでございまして、これに対する見通しとか、あるいは対策というふうなものが一応描かれない限りは、この關稅問題の決定もなかなかできないというところは、すでに去年の八月以来行なつたこの關稅改正の問題が、本年の二月までかかったという理由が、この問題のためにこれだけの日にちがかつたといつても差しつかえないことでございまして、今後ともこの問題については慎重な対策のもとに關稅政策もきめるといふふうなことでいきたいと思つております。

○竹田四郎君 またこまかい点もたくさんありますので、きょうはこの辺にしておきたいと思ふますけれども、いまひとつと積極的にやはり産業構造を変えていく、変えていかないと、おそろく私は対応できないだろうと思ふのです、これか

らの世界經濟に対して。私のほうでも率直に言つてこれをあせせよ、こうせよという具体案を持つてお聞きしているわけではございませんけれども、そういうものをひとつプログラム化していただいて、やはり國民に提示してもらわなければならぬのじゃないか。一つの業界が非常にセクト的に、自分の産業だけを考へておられてもこれは実は困る。しかし、産業自体としては、それだけで、ほかの手当てがなければ、これまで自分の仕事にすがりつくという気持ちもわからないわけではないわけでありまして、その辺を総合的にやつていっていただかないと、今日の世界經濟における日本經濟のあり方というものは、ただ単に非難だけで、そして何らなすべがなく、内部においてはフリクションが高まる、こういうことであればならないので、これはそう簡単に出る問題ではなからうと思ふますけれども、早急にひとつ國民にわかるようなプログラムというものをつくつていただきたい、そのことをお願いしてきょうの質問は私終りたいと思ふます。

○成瀬權治君 資料をひとつ大臣にお願いしたいのです。國債をどういうふうに売り出していくのか、販売計画といつちやおかしいのですが、割り当てとかいろいろなことがあると思ふますが、もし許されるなら、月別にどういうふうに出していくとか、それから発行条件等をもし変えるというふうな場合があるとするならば、これはどんなふうにするかといふところだけ資料をお願いしたい。

もう一つお願いしたい点は、先ほど戸田委員の質問で直間比率の問題が議論されました。それに対して新しい税をつくるのかどうかという点になつて、付加価値税の問題が非常にたいへんなことで、ちよつとくらうとではできませんよ。大臣は何か野党が全部賛成してくれと、こういうふうなお話ですが、たいへんな問題だということはおわかりです。そこで、たとえばスウェーデン等で老後をずっとやるために、酒税全体がああいうところに回つていくという、目的税的なことを今度

の税調等にはかられる気持ちがあるのかどうか。大臣はただ単に、直間比率の問題も直さなくちゃならぬという事は常識上お考えだと思ふんです。しかし、やろうとすればなかなかたいへんだ。そうすると、国民が納得し賛成すると——これは老後のためにひとつやるんだからやってくれというふうな、そういうようなお考えのもとに税調等にはかられようとするのか。今度の物品税を洗い直すとおっしゃいました。大きな私はいつの税制改正の第一歩だと思つてゐるんですが、そういう総合的なことをはからうとされておるのか、単に物品税だけの問題について洗い直していく意向かというその辺のところ、これはもつと、たとえば法人税の問題とかいろいろな問題がございすけれども、そういうものも含めてそういうことをおやりになるつもりがあるのか。

○国務大臣(水田三喜男君) 最初の資料の問題は承知いたしました。

それからその次の問題は、私自身の考えでは、目的税たくさんございすんですが、もうこれ以上目的税の創設という事は、財政の弾力性を欠いていくことであつて、非常に問題であるというふうに考えますので、そういう方向の諮問は税制調査会にいまのところするつもりはございせん。

○松井誠君 さつき竹田委員からUNCTADの話が出ましたので、それに関連してちよつとお尋ねをしたいと思ひます。

それは、日本のいわゆる経済協力のあり方、UNCTADに臨む態度、これからきめるというところでありますので、むしろお願いという意味でお尋ねをしたい。

で、この間ある学者の書いたものによると、先ほどから開発途上国ということばが使われておりますけれども、開発途上国ということばそのものも悪いんだという意見、つまり開発途上国という使い方は、いずれもわれわれ先進国の道を歩いてくるだろう、そういうそのことが開発途上国にとつて幸福なんだ、そういう発想が前提としてある。しかし、開発途上国の人たちはそうは考へて

ないかもしれない。やはり第三世界として独自の道を歩くんたという誇りを持つておるんじゃないか。これは、私が実は去年の夏キューバに行つてカストロ首相に会つたときに、カストロ首相の使う第三世界という言葉、確かにそういうある種の誇りを持つたことばとして使つておつた。ですから、開発途上国との関係ということでは、南北問題を考えるという考え方が、やつぱり基本的に考へてみるとあるんじゃないかという、そういう前提で日本のいわゆる経済援助という、経済協力といういままでのあり方、それこそ発想を転換する、基本的に考え直すべきじゃないかと思ふんですが、そこで、いままでよく言われたように、いろいろこの条件が日本の場合きびしいとか、あるいは政府援助というのは非常に少ない。全体の総額は世界の第二位になつたと言はれるけれども、しかし、政府援助の規模はまだ少ない。したがつて、いままでの日本の経済協力というのは、言つてみれば、輸銀の使用による延べ払いというのが大部分であつた。だからこれは、対外援助でなくて対内援助という感さもある。どだい初めからそういう姿勢が薄くなる。だから、ここでほんとうに南北問題とは一体何なのか、だれのための南北問題なのかというのを考え直してみると、少なくとも政府援助を飛躍的に伸ばすということがまず前提にならなければならぬことは当然だと思ふのです。しかし私は、それだけではなくて、いま日本の経済協力というのは、やつぱり東南アジアに非常に重点的に、地域的にも片寄つておる。特定の国と非常に深い関係を結ぶというのはどうしてもやつぱり従属支配の関係というものをよくつくりやすいとすれば、地域的にやつぱり分散しなければならぬ。あるいは一対一の援助ということじゃなしに、できればその国際機関を通した援助というものに重点をもつと置くべきであります。今度何かひもつき援助の廃止ということを日本は主張するそれでいいけれども、これはむしろ当然だと思ふのです。ですから、そういう経済協力についての基本的な理念なり、そういう問題について、

て、まだきまつていないということでありまして、基本的な理念でありまして、大体どういふふうな基本的な理念でやろうとするのか、そのことを何かお考えがありましたら、まずお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(赤羽桂君) ただいまの御指摘は、開発途上国と経済協力の御質問でございまして、税関から申し上げるとちよつとぐあい悪いとは存ずるのでございすが、ただ開発途上国に對しまして、関税上のいわゆる特恵といったようなもの、あるいはまた経済援助、かようなものも通じまして……ちよつと国金局参りましたので……。

○説明員(瀬川治久君) ただいまの御質問は、援助の基本理念をどういふふうに考へていくかということでございますが、従来からわが国にとりまして、世界の繁榮と平和がもつとも日本自身にとつても非常に役立つことである。もちろん世界平和と繁榮でございすが、世界全体にとつても役立つわけでございすが、そういう観点から、私たちの援助というものを進めるべきだといふふうに考へております。したがつて、政府の開発援助につきましても、現在の国際的な開発途上国のあり方というものを考へますと、どうして民間の商業ベース、これは非常に、民間の商業ベース自体の非常に特長もあるわけでございすけれども、ただ、やはり政府としてどういふ形の援助を進めるべきか、政府開発援助自体も、民間の援助と違つた一つの大きな特色がございすので、政府開発援助の重要性というものは深く認識いたしておるわけでございす。したがつて、先般決定いたしました八項目におきましても、日本の政府開発援助が、各国に比較いたしまして少ないと、やはりもつと伸ばすべきだといふ考えから、政府開発援助につきましては、少なくとも先進諸国であるDAC諸国が援助して、いふ量に對GNP、その程度のものは日本もまず当面努力すべきではないかということで、八項目にもその趣旨がうたわれております。

それから、もちろん政治的に非常に中立でありまして、しかも経済援助につきまして熟練しました、非常に経験を積んでおります国際金融機関、そういうものを通じまして援助を行なうという。国際金融機関につきましては、援助の重要性につきましてはわれわれも非常にこれを重視する立場をとつております。

で、今年度におきましても、たとえば、アジア開発銀行につきまして投資がございすが、これについて法案を提出いたしまして、御審議を願うように考へております。

以上でございます。

○松井誠君 大臣、いまの新八対策、新八項目で何かのお話がありましたけれども、経済協力というものは、何か外貨減らしの対策の一つとして考へて、特に財界がそうでなければ、そういう発想そのものは、私は初めからさうだと思ふのです。で、何か開発途上国というのには、資源の提供国であるとか、あるいは農産物の輸出国であつて、農産物と工業品との垂直的な分業、それが南北の国と関係あるかのような、そういう先入観そのものをやつぱり破らなければだめじゃないか。そういう垂直的な分業じゃないに、南の国がやはり自分の選んだ道を歩いていけるような、そういうものに対する協力という形にならなければならぬ。大臣さつき答弁にお立ちにならなかつたようですが、基本的な理念として一体どういふことを考へるか、あらためてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、これから各国で援助するほうの国で問題にならうとしてゐる投資保険というふうな問題を考へますと、やはりその点から考へましても、私は国際機関を通する援助というものが、これからやはり筋として一番いいものではないか、これを各国とも協力して大きく拡大していくということが、この開発途上国に對する援助方式としていいことではないかといふふうに考へて、この方向へはいまよりももつと積極性を示したいと思つております。あるいはいま答弁

がありました政府援助ですが、いま日本は〇・二三くらいですか、それを、平均というところ〇・三四という、せめてそこまで日本も率を持っていこうという努力目標を持っておりますが、まずそれにと、努力することと、あわせて民間というものもやはり加わらなければ低開発国のために寄与する道でございますので、この三つが援助の方法になると思いますが、私はやはり今後は国際機関を活用するということを、もっと各国協力の上にて拡大したいというふうに考えております。

○松井誠君 時間がありませんからもう一つのことをお尋ねしたいんですが、いまのUNCTADで、いま竹田委員からも話がありましたけれども、

あの何とかという事務総長が、先進国に対する一次産品の一定程度の割合の輸入というものを要求するとしようということを言っておりですね。そういうことで、この開発途上国の要求にどうこたえようかという問題もあって、特に一次産品の輸入をどうするかという問題が大きな問題になってくるわけですね。今度出ておる法律案で、たとえば四月から自由化されるもの、農産物で三つ四つありですね。しかし、この四月から自由化されるもの、そういう要求を先取りしての輸入自由化では別になくて、たぶん日米共同声明、佐藤さんがアメリカへ行つて約束をして、そのときに自由化を推進しますという約束をして、そのあと発表されたのがこの四月の自由化ではなかったかと私は思うんですが、この自由化という問題について、いろいろな、何とかいいますか、政策目標みたいなものがあると思うんです。日本自体の立場からいって、国際収支黒字の幅を減らすためにもっと輸入を自由化しようという、そういう発想もあるでしょう。あるいは物価政策として輸入政策を利用しようという、そういう考えもある。あるいはアメリカを中心としたそういう先進国の貿易自由化の圧力という形もある。あるいはその開発途上国からの輸入の要求という、そういうものもある。そういうものは政策目標はみんな違うわけですね。違うんですね。

日本の輸入自由化の政策というものは、そのとき、そのときの波にゆられて、そのときそのときに、何かその日暮らしの政策のような気がしてしかたがない。今度の農産物の関税の問題にしても、物価ファクターにどれだけの影響を及ぼすかという問題、きのうから竹田委員に追及されて、しどろもどろなのは、やはりそれが日本の主體的な立場からの物価政策だという、そういうきちとした姿勢が何にもない。言ってみれば、日米共同声明に基づく輸入の自由化を何とか少し実質的に伸ばしたいというような関税政策、いわば、その場限りの関税政策みたいなものですから、何か、物価との関係がはつきりしない形になつてくる。

先ほど、関税の長期プログラムの話がありましたが、私もやっぱり同じことを言いたいのです。産業調整、産業構造を一体どうするかという点については、輸入自由化のたびごとに、国内産業がゆれ動く。今度の電子計算機などというようなものについては、ずいぶん手厚い保護をするようだけれども、しかし、たとえば酪農にしても、畜産にしても、奨励をしていながら、それと矛盾をするような関税政策なり輸入政策なりをとる。そういうものよりも前に、もっと、産業政策というものがなければならぬ。産業調整政策というものが前になければならぬじゃないか。そういうものがいとも後手後手になって、あるいは多少手当てをするにしても、一つの産業である電子計算機に出す金よりも、もっと少ない金しか出さないということでは、産業構造の改善には何にもならない。そのときそのときの、その日の暮らして輸入の自由化をやるから、先ほどの話じゃないけれども、摩擦が絶えない。ですから、もっと長期計画を立てて、輸入の自由化というプランを立てて、——われわれは必ずしも輸入の自由化を絶対反対とは言いません。しかし、それが特定の業者のリスクの結果だけになるとか、あるいは特定の人たちに特に犠牲をしいると、そういう意味で形になることは避けるべきだと、そういう意味で

す。ですから、そういう摩擦を少なくして、スムーズにやるという、そういう長期的なプランというのがぜひ必要だと。先ほどの竹田委員の質問に必ずしもはつきりした御答弁じゃなかったと思います。そういう意味で、あらためてその点をお伺いして、あるいはお願いをして終わりたいと思います。

○政府委員(赤羽桂君) ただいま、自由化、関税引き下げ等につきまして、それが非常にアトランダムにいままで行なわれてきておる。長期的な視点点がちつともなかったではないかと。今回の定率法の改正につきましても、まあ、一口に言いますれば、アメリカ等の、何と申しますか圧力に屈したと、こういうように拝聴したわけでございます。自由化につきましては、これは、もちろん、御指摘のとおり、いろいろ国内あるいは国際面からの要請に基づいてこれを行なっておるわけでありますが、基本理念は、これは申すまでもなく、いわゆる自由化というのは、輸入制限と国内的な措置がガット規約に根本的に反すると。関税のほうは、これは漸次引き下げていくということでございます。これは、輸入割り当て、輸入制限ということとは、これは物理的、直接的に世界貿易の拡大を阻害するという観点から、ガットでもこれは全廃をすべきであるということをはつきりうたっているわけでございまして、そういう観点から、日本の現在の国際的地位、世界貿易の拡大の方向に資するという面から、これは行なってきたるわけでございます。

それで、自由化につきましては、もうすでに古く昭和三十六年ごろから随時行なってきたるわけでございます。ことしの今回の関税定率法改正に伴いまして自由化をいたすものも含めまして、いわゆる残存輸入制限品目というものは三十四ぐらいになるわけでございます。これは、国際的に申しましては遜色のない水準まできておるわけでございます。

それから関税引き下げのほうでございしますが、選振がアトランダムではないかというふうなお話

でございますが、また特にアメリカのほうばかり向いておるのではないかというお話でございます。対アメリカの貿易というのは、これは御存じのとおり、日本の貿易の約三割を占めておるわけでございまして、そういう意味におきまして、アメリカのほうも配意をしておることはもちろん事実でございます。半年にわたりまして、通貨調整と並行をしてこの貿易調整が行なわれたということも、これもまた事実でございますけれども、ここに御審議をいただいておりますところの何百品目につきましては、これは何も全部アメリカということではございません。それぞれの国の関心品目につきまして、十分これはお互いの均衡をとりまして配意をいたしておるわけでございます。

それで、関税引き下げの選択のしかたでござい
ますが、これは物価対策といまして、七十三
品目というのをあげておりますが、そういう選
択の基準は、輸入量が一定以上に大きい、それ
を、関税を引き下げることによって物価対策に資
するところが大きいというものを中心に選んでお
るわけでございまして、決して、その場その場の
事情に応じまして、アトランダムに選んだとい
うことではないわけでございます。

し、こうして、今後こういう引き下げ、もしくは自由化がどうなるかと、こういうお話でございしますが、引き続き引き下げ並びに自由化をさらに推進をしていく、こういう方向には間違いないわけでございます。そういう点につきまして、先ほど来からお話の出ておりますところの、国内産業構造あるいは貿易構造の変化にも即応しながら、関税率、関税体系の是正をはかっていくというこうとを申し上げたわけでございます。その作業の一環は、もうすでに一部手をつけておるわけでございまして、今後御指摘のような点を十分踏まえまして、中期もしくは長期の関税率体系の改正の方

向を検討してまいりたいと存じます。

○戸田菊雄君 大臣あししておりませんから、具體的な問題で一点お伺いしておきますが、いまの日本の砂糖税、この關稅は世界最高ですね。いまの

諸外国を調べてみますと、一番高くて、イタリアの一〇・五%、それからフランスの九・九%、日本は四・〇%くらいになっておるでしょう。今回の改正で、輸入自由化に対応するための関税措置の中に、粗製糖あるいは角砂糖、それから氷砂糖、こういうふうになってますけれども、結局上がっているわけでしょう。いまの関税形態からいけばこれは従量税に入っているわけですが、前の二十六年度以降改正になったときは従価税に入っておったんですね。三十六年か三十七年で従量税に入ってきた。ところが従量課税の短所ですかね、これはインフレに対処するのは大体無意味でしょう、制度上は。だから、そういう意味では、立法措置を含めて非常に高い関税を砂糖にやっておる。そして今回は輸入自由化に対応するための関税措置ですから、おそらく産業保護政策、もちろん関税制度全体からいけば、財政関税というものはほとんど姿を消しておりますから、保護関税でもって徹底していつていくわけですね。これは、いずれにしてもこれを守っていくということになる、いまの日本国内における精糖関係の産業は、たとえばアメリカのビートなんかは全部御破算にされちゃって、ほとんど国内は縮小される。砂糖の輸入依存度というものは拡大している方向でしょう。だからどうしてもこのままで行ったら、いつまでたっても日本は世界最高の砂糖関税を引にかけて、国内においてもそういう砂糖税が非常に高い。これはもう電気・ガス税なんかと大体並行しているんですね。だから、こういうものについて、なぜ今回具体的な措置を打たなかったのか。もっと私は下げなきゃいか。それが産業保護政策、どうしてもこれとこれがあるから、これをやれば具体的にこれはつぶれてしまうというような摩擦現象があるのかどうか、その辺一体大臣どう考えますかね。私はもっと関税下げて、砂糖消費税そのものを下げて、もっとやはり安い砂糖を、いまや砂糖というものはほとんど生活必需品になっておるわけでしょう。ですから、そういう制度上の欠陥からくる関税の高額課

税をやらなくちゃいけないなら、制度上検討する。あるいは物価抑制上どうしてもあれなら制度上置きかえる、従来の従価税に置きかえる。いずれかの方法をとって、私はやっぱり何らかの砂糖関税の低額化、そういうことに置きかえていくべきじゃないかと思うんですが、これは大臣どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この問題は、もう理屈はそのとおりでございます。もっぱら農林政策の問題でありまして、いつでもこれは問題になることとございしますが、なかなか農林政策との折り合いがつかないという事情は十分おわかりだろうと思います。

○委員(前田佳都男君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(前田佳都男君) 速記を起して。午後一時四十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩
午後一時五十三分開会

○委員(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、関税定率法等の一部を改正する法律案、航空機燃料税法並びに租税及び金融等に関する調査の、以上三案件を便宜一括して議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 最初に大臣、先ほどUNCTADのことしの総会のこととちよつと質疑がございましたので、関連して伺いたんですが、おそろく先ほど出た、議題の中にありましたように、ひもつき援助の問題がおりますね。そのひもつき援助を撤廃ということが出てくるんじゃないか。西ドイツがすでに撤廃を七〇年度からし、アメリカが七一年度からひもつき援助の撤廃を実施している。イギリスもオランダも原則的には賛成というふうな方向だというんですが、日本だけがまだ

そういうひもつき援助撤廃を実施してないという点で、いろいろ抗議が出てくるだろうと予想されているわけですが、それに臨む基本的政府の態度というのは、どういうふうになるんでしょうか。

○政府委員(稲村光一君) ひもつき援助の問題に關しましては、実は政府といたしまして、一昨年でございまして、DACの上級会議が東京で開催されましたときに、原則的にそういう方針で、日本といたしまして賛成をいたしましたわけでございます。その後各国のひもつき援助の廃止に關する具体的な問題につきまして、DACでいろいろ議論が行なわれておったわけでございます。その最近の動きを申し上げますと、アメリカが例の昨年の国際収支の困難というふうな状況から、ひもつき援助について当面はなかなかアメリカとしても前向きで取り組めないというふうな態度が若干の変更と申しますか、あれがございまして、そのために実はDACでの議論というものが若干停滞をいたしておるわけでございます。ただいま御指摘のとおり、来月のUNCTADにおきましては、ひもつき援助のひもつきを廃止すべしという要望が後進国側から強く出てくるであろうということは予想されるわけでございますが、これにつきましては、従来から方向といたしましては、ひもつき援助の廃止という方向でわれわれはうといたし、たまたまもう方針をとっておるわけでございますが、ただいまのような情勢でございまして、先進国間におきまして、必ずしも大きく前進をするというふうな状況にはないわけでございます。それが一般的な情勢でございますが、方向といたしましては、日本といたしましては国際収支もいわけでございますから、ひもつき援助の廃止という方向については、今後ともそういう方向で考えてまいりたいと、こういうふうに存じております。

○鈴木一弘君 いま一つは、先ほど大臣からも答弁があった政府開発援助増額の件ですけれども、先ほど全世界のGNPの〇・三四ということ、日本の場合は〇・二三だろう、せめて〇・三四にしたいという意向だったのですが、通産とか外務とかこういうところの省のほうからは、いわゆる援助というものはGNPの〇・七%というふうな声が出ておる。それに対して大蔵省は、とてもそこまでいかぬ、先ほどの大臣の答弁から、その半分以上の〇・三四ということになる理由ですけれども、その辺のところはどういう理由でそのようになっているのか、それを伺いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 予算編成のときもそうでございますが、この重点をどこに置くかという、経費についての重点をいままでは変えたい、予算の強化をやつても、率から見ますと、そう大きな変化を一度にするということとはなかなかできないというところは、われわれがしばしば経験しているところとございしますが、それと同じように、日本のGNPというのは、もう非常に大きいこととございしますので、これにそういふとかけ離れた大きい率を目標に設定して、これを約束するということになりまして、当然その目標達成を迫られることになりまして、そのときのいろいろの実際問題を勘案してみますと、そのとき、これは少しぐらい国際収支がよくなったから、あるいはこういう黒字基調が続いておるからといって、急に大きい率の変更を約束するということはなかなか実際問題としてむずかしい問題を私ども見通しまして、したがって、まず各国がやっている平均のところまで近づくというのを当面の目標にして、それから日本の経済力に応じた次の目標を立てることが現実的であるという考えから、私どもは国際会議で勇ましいことを言いたいんですが、そこは非常に慎重を期しているということとございします。

○鈴木一弘君 当面のこの目標は〇・三四%と言われたわけですが、当面というのは一体千九百何年ということになるんですか。

○政府委員(稲村光一君) ただいま大臣から御答

弁がございましたように、一九七〇年で〇・二三％の実績に達したわけでございますけれども、まあD A Cの平均と申しますと〇・三四、大体五割増ぐらいにしないといけないわけでございまして、しかも、他方非常に日本のGNPは従来特に大きくのびておったわけでございます。今後どうなりますか問題ではございますけれども、いずれにいたしましても、ほかの国に比べればやはり伸びは相当高い、比較的には高いということは当然予想されるわけでございます。したがいまして、大体率で従来の五割増ということになりますと、これはやはり毎年の財政負担が相当の額になるわけでございまして、したがいまして、特に当面というものが、たとえばいつまでということにつきますして、はっきりとした約束を国際的にちよつとでかかねる状況でございます。

○鈴木 弘君 先日の質疑のあとでいただいた資料で、特恵の受益国とガットの三十五条援用の問題がありまされども、現在特恵關稅實施後、撤回された国が二カ国あつて、現在では十五カ国が適用されてゐる。特恵受益国でありながら、対日ガット三十五条の援用をしてゐるということで、前回昨年度の質問のときにもこれの撤回ということを努力するということがあつたわけでありまされども、これから先約一年間でわずか二カ国ということでは非常に時間もかかるだらうと思ふんですが、大臣、この辺についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(赤羽桂君) 特恵受益国のうちガット三十五條援用国は十五カ国でございまして、御指摘のとおり、昨年特恵実施の際は十七カ国でございしましたが、その間二カ国が撤回をいたしました、こういうことになっております。それで、あと残っております国につきましては、政府といたしましては引き続きこの撤回方を強く要請をするという態度でございまして、来月の四月には、この撤廃方要請のために特に政府から代表団、視察団を出しまして、残った国に対して強力に三十五條援用を撤回するよう働きかける予定に相なっております。

○鈴木一弘君 それから、これは同じ逆特恵の問題ですが、先日の答弁では、逆に特恵という内容自体明らかなでないけれども、できる限りそれは考えたいという話があったわけですが、その逆特恵をやっているEECのヤウンデ諸国十六カ国と、東アフリカの三国、そのほかの国々がございます。また英連邦で十一カ国の逆特恵をやっている。その内容をこちらでは詳しくわかっていないようなんですけれども、これについての基本的な態度というものが、逆特恵はないようにしたいと言っていて、實際問題としての行動はどういうふうにとらえているのかぼくはよくわからない。この点については基本的にどういうふうに持っていくおつもりなのか、これは大臣お願いします。

○政府要員(赤事桂君) 逆特恵の問題につきましては、前回必ずしも御説明が十分でなかったかもしれないわけですが、いわゆるガット上は、いわゆる一般特恵前から、ずっと昔から宗主国と植民地との關係ということで、いわゆる既存特恵としてあるわけでありまして、ガット成立したにもうすでにそういうものがあり、ガットといひましては、そういう既存特恵を必ずしもすべてその時点以降はいかぬというような態度が、はつきりとしたときとなつたというような事情もございます。その当時ありましたやつで、したがいまして、逆特恵の中でありました部分、たとえば英連邦特恵あるいはフランスの一部につきまして、ガット上は承認というか一応認めている

かつこうに相なっているわけですが、その逆特惠なるものが、この前御答弁申し上げましたとおり、一般特惠の理念とは隔たること非常に多いもので、むしろ逆のものでございます。非常に閉鎖的、差別的なるものでございまして、かようなものは、今後世界貿易拡大、自由無差別の理念から申し上げますと逆行することは明らかであります。かようなものにつぎまして、第二次の国際ラウンドもこれから開かれるということでございますので、そういった際に、これは日本だけ、一国だけ特に強力にやりましてなかなか効果があが

らないものでございますから、ガット参加国全体を通じて、こういったものの徹底方を強く要請してまいります、かように考えております。

○鈴木一弘君 最初、関税関係全部お聞きしていただきたいと思います。

すなわち、先日中国産の生糸をイタリヤと偽って輸入して関税差益をもうけようとしたいわゆる伊藤忠の問題であります。関税法百十條違反、これについて現在までの調査の結果はどういうふうになっていますか。

○政府委員(赤羽桂君) 御指摘のとおり、このわが国の輸入業者がイタリアから輸入をいたしておりますところの生糸のうち、中共原産であるという疑いのあるものが昨年十月末発見をいたされております。現在これにつきまして横浜税関等において調査を行なっております。現在調査中でございますので、詳細を申し上げるのは控えていただきますと存じますが、たまたま発見された以外のものにつきまして、あるいはまた同種の事例があるおそれがありますので、そういったものにつきましても調査を進めている段階でございます。

○鈴木一弘君　詳しいことはよくわからないのですが、いまの御答弁では。いまほかに類似の商品がある、他の輸入商品というようなものがある、そういうケースが考えられるということですが、それについて他の輸入商品というのはどういうものがあるのかということ、それが一つ。

もう一つは、今後こういうケースというのがこれから先もいろいろな面で起きかねないわけでございますけれども、そういう点で将来の対策、この二つを伺っておきたい。

○政府委員(赤羽桂君) 他の類似の例と申し上げましたのは、商品が生糸でございますが、その生糸につきまして類似の例があるのではないか、そのような意味でございます。ほかの商品ではございません。それが一点でございます。

それから今後の問題についてのお尋ねでございますが、これは犯則事件として当然いま調査をします。

ているわけでございますが、関税政策全般から申し上げまして、いろいろ技術的にこまかな問題がからんでおります。たとえば原産地の認定をいかにするかという問題もからんでいるわけでございますが、原産地をA国ならA国のものだと思定をするにつきましては、世界的にいろいろな問題があるわけでございまして、ガット上もまだ世界的に統一的な基準もない。日本につきましては、いわゆる品物が変わった場合と、変わった場合とは何かと申し上げますと、先ほど申し上げましたよ

うな分類表の背番号が変った場合と、こういううなことにしておるわけでございます。したがって、この中からイタリアを経由して日本に入る、といった場合に、イタリアにおきまして何らかの加工が行なわれております場合には、これは適法な行爲になるわけでございますけれども、その何らかの加工というのが、いかなるものか、何らかの加工であって、その結果番号が変わるか変わらないかというところがまた一つのポイントになるのではないかと、いうようなことで、いろいろと技術的にむずかしい問題がございます。さような点を十分踏まえまして、何ぶんにもいま

これ調査中でございますので、その全貌が明らかになりまして決着がついてから、こういうことがあったから、今後こういう関税行政上あるいは政策上考えなきゃならぬということでございますれば、それに即応いたしまして、また考えるというようなことに相なるかもしれません。現在この犯則事件として調査中でございますので、いま直ちにこれが当然その決着がついたという前提で御答弁申し上げるのは一切控えさせていただきます。思います。

○鈴木一弘君 いわゆるどの程度の加工かということ、一つのむずかしい問題だと思いますけれどもね。こういうことがたびたび行なわれるというと、これは非常に問題だと思いますから。

その次に、これは先日この委員会であつたんですが、円の切り上げの問題であります。再切り上げの問題です。先日今後二年間程度はないで

ある。そういうことが答弁で出てまいりました。しかし先ほどの質疑でも明らかかなように、準備金は百六十五億ドルですか、当然今年中は二百億ドルになるだろうと、こういうふう言われておりますと、これはどうしても、現在ドルの先物を見ても、一ドルがすでに三百円を割っているということになってきてますと、どうしてもこれは再切り上げという時期が二年間はないだろうなというふうな状態ではないかという感じがする。大臣その辺の見通しはいかがでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は二年間はないだろうというふうなことは言ったことはございませぬが、通貨調整というものの効果が、ほんとうに国際収支にあらわれてくるというふうなためには、一、二年の期間を要するというのが、これはみな共通の認識になっておりますので、したがって、通貨調整に参加した各国におきましても、昨年の暮れに通貨調整が行なわれたからといって、すぐに日本の国際収支が変化する、そうしていままでの黒字基調が変わっていくというふうなことは、これは当然ないだろうというところは、各国もみんな承知しておりますし、同時に米国の経済がよし上向くような方向にいったにしても、アメリカの国際収支の赤字はまだ今後相当期間続くだろうというふうなことは、各国ともう見通しておることとございまして、したがって、いま通貨調整以後の最近の情勢というものを対して、すぐに日本に円の再切り上げを迫るというふうな空気はどこにもございませぬし、したがって私は、日本側からするんではない限り、またかつてに一国でできる仕事じゃございませぬから、したがって、この多国間通貨調整をすぐに変更する事態というものは当分来ない。また短期的な情勢の変化によってどうこうすべきじゃないというところを各国も皆承知して、この通貨調整の成果をひとつお互いに維持、守ろうというところで、各国とも金利政策あるいは為替管理政策をそれぞれとっているときでございますので、したがって私は、円の再切り上げ

というふうなものは、当分ないと考えて差しつかえないというふうに思っています。これはいろいろそういう意見が出て不安がっているような傾向が見られますが、これは不安があるという、いたずらに不安がある必要はないというふうに私は考えております。

○鈴木一弘君 それでいわれる八項目に代表されるという方策でありますけれども、その中でいろいろ外貨対策を打たれているわけですから、それが実際はどうかという、昨年の七月に行なった海外不動産や証券の購入の自由化、これについては、購入した不動産の転売は禁止をするというふうな歯止めがある。それからことしの二月に行なった貿易を除く海外送金は原則として自由化となった、貿易外の取引に限られて。物を買ってはいけないという購入制限という、一種の購入制限というのがついていて、輸入のですね。

さらにこの四月から行なうとしていっているというんですか、外貨集中制の廃止の問題も、大蔵省の認可が必要である。こういうふうになっている、いわゆる一面で円のいま大臣が言われた見通しは見通しとしても、やはり国内としては、いわゆる再切り上げというものを防止する上からも、もう外貨減らしの対策を考えなければならぬわけですね。そういうふうないま一つ一つ見てみても、ほんとうの外貨対策になっているんだろうかということとをちょっと考えられるわけですね。これはただのデステュアに終わっているのではないかと、いうように考えられるのですが、そういう点もちょっと突っ込んでいく必要がないかどうか、その点伺いたいんですが。

○政府委員(稲村光一君) ただいま御指摘の点で、若干一般的に誤解をされているといけませんので、その点をちょっと申し上げたいと思っておりますが、ただいまあげられました三つの点、不動産の自由化はしたけれども、転売が禁止されているという点でございまして、これは実は若干事実と違っております。現在不動産の自由化をいたしましたときに、若干の留保と申しますか、これを

やる必要があるということとで考えましたのは、要するに投機を目的で直ちに転売する。そういう目的で不動産を取得するというのは、これはやはりそれぞれ土地を買われます国から見ますと、非常にやばい問題になる点でございまして、こういうことについては、ひとつすべて自由ということにはすべきではないのではないかと、いうことで、投機目的のものはやはり自由にはできない。こういう趣旨でございまして、転売がいかぬということではございませぬ。その点をちょっと訂正させていただきます。

それから第二の、千ドルまで貿易外送金を自由化、自由化と申しますか、手続の簡素化をして、自由に送れるようにいたしましたわけでございますが、これに物が入ってないという点は確かに御指摘のとおりでございまして、この点は実は輸入の自由化、物の面との関連がございまして、この点とは別にあえずともかく貿易外のところでは自由に送れるようにしようと、こういう趣旨で急ぎました関係で、まず簡単にやれるところからやったわけでございます。

それから第三番目の、集中義務の撤廃に関連いたしまして許可が要する点でございまして、この点は実は集中義務の廃止につきましては、現在関係の政令、省令その他鋭意検討中でございます。近いうちに実施に移したいと作業いたしておりますが、おそらく集中義務の廃止をいたしますと、ドルなり外貨で国内で持っている方が、それをそのまま銀行に預金できる。そのときに預金するのに一々許可が要する、あるいは払い出しをするのに許可が要するのではないかと、こういうことであるかと思っておりますが、われわれのほうといたしましては、そういう面について一々許可を要するとい

うようにはいたしたくないわけでございます。そういう点につきましては、これは非常に煩瑣でございまして、せっかく自由化したという点のメリットはございませぬから、そういう点はそういうことにならないようにいま検討しております。

○鈴木一弘君 これから先、いままでの外貨減らし策が、私どもから見ると十分でないという感じがするわけですが、そういう点で先ほど品質問があつた特恵等を見てもすぐにシーリングに達してしまつて、翌々日には特恵が停止をされるというふうなことが行なわれていて、だいたい海外の国々から不評を買っているという指摘があつたわけですが、それども、そういう点現在特恵をやっている中で、ストップされているのはどのくらいあるんですかね。

○政府委員(赤羽桂君) 特恵の品目のうちストップされているのは幾つかあるかと、こういうふうな御質疑でございまして、シーリングワックに達しまして、ただいま特恵を停止をいたしておりますが、これが一月三十一日現在でございまして、三十二品目でございまして、それから一國からの輸入が二分の一以上をこえたというやつ、特定の国からの輸入をストップしているのがございまして、これが二十九品目と、一月三十一日でございまして、二品目となっております。

○鈴木一弘君 これはいわゆるシーリングが非常にきついている指摘ですが、これはさっきの答弁でも、若干翌々日のものを翌々月に持つていくというふうな、チェックをしていきたいという話があつたのですけれども、これは全面的にそれでいく気なんでしょうか。

○政府委員(赤羽桂君) ただいまの段階におきましては、全面的に持つていくというところは考えておりません。半年の実績によりまして、先ほど申し上げましたように、日別、月別の間に微調整を行なう、かようなたてまえでございまして、

○鈴木一弘君 その微調整というのでは、もうはつきり申し上げてLDC諸国では納得できないじゃないですか。その辺の感覚はどういうふうにとらえられておりますか。

○政府委員(赤羽桂君) この特恵ワックのシーリング全体の問題につきましては、先ほど御答弁申し上げましたところでございますが、あえて微調整と私申し上げましたが、そのほか先ほど申し上げ

げましたとおり、いわゆる先進国輸入分の一割というやつを一年シフトすることによっても、全体約三割近くのワクがふくれる。かように申し上げているわけでございまして、そのところはやはり実施状況を見ながら漸進的に緩和をしてまいり、こういうことでございます。根本的に、たとえば、一九六八年の基準年を変えるというようなことは法律の改正を要することでもございまして、一応昨年発足をいたしましたときには三年ごとのレビューということになっているわけでございますけれども、今回のUNCTADの会議におきましても、そこら辺のところが大きな議論になるかと存じます。そういった議論の過程並びに特恵の今後の実施状況並びに国内に対しますところの影響をも十分に見ながら、特恵関係の改善については考えてまいりたいと存じます。

○鈴木一弘君 いわゆる外貨減らしの一番大きな問題は、日本の片貿易の是正ということが第一に必要だと思うのですね。たとえばアメリカとか、そういうほうからと、開発途上国と、そういう両面の片貿易に日本がなっているという感じがある。そういう点を是正していかないといけない。一方、で貿易と資本の自由化の問題、関税の引き下げ、

特惠關稅の供与、輸出の優遇措置の廢止、非關稅障壁の撤廢、對外援助の推進かういうような外貨減らしの問題が出てきているわけですけれども、これがそんなに効果をあげていないから、まだこうやって議論にもなるし、問題になるのだらうと
思う。そうすると、これからのが國の貿易のあり方を、これは相當考えていかなければならないんじゃないかということがある。それが根本を変えなければ、はつきり申し上げて小手先の外貨減らしをやっていたのでは間に合わないんじゃないかという感じがするのですが、その点は大臣はどういうふうな考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 何といっても、一番外貨対策として効果のあるものは不況の克服でありまして、これが解決すれば対外均衡は今後も大きく直ることでございますので、これが一番政府

が力を入れなければならぬ問題だと思ひます。そのほかについては、いま言われましたような輸入をふやす政策、それからもうあらゆることを、たとえば八項目に沿つたすべてのことを、もう一歩促進するという立場で、総合的にこの政策の実施をやらなければならぬと思つております。同時に、それでもなおかつ不況の回復がおくれているというために、依然として黒字基調が続いている。それが外貨の異常な蓄積になつてきておるのでありますから、蓄積された外貨の有効な活用とすることが同時に必要になつてきますので、この活用策についていろいろ考えておりますが、活用のしかたの一つとしては、やはりそれが輸入をふ

やすということに役立つ活用のかたということもいろいろ考えられますので、その点についてのいろいろ考え方を各省間でやっておりますが、一部意見が一致して実施に移し得る問題もございしますが、もう一步掘り下げて対策を立てなければならぬという問題も残されておりますので、これらの問題を解決しますということ、一応たまたま外貨の活用策ということも四月中にはほとんど全部この対策ができるということまでこぎつけられるというふうに思っております。

○鈴木 弘君 四月中には対策ができるというので、それを見ながらまた質問したいと思いますが、一つだけ伺っておきたいのですが、いわゆる貿易自由化の中で、わが国がガット違反をしていると言えれば言えるわけですが、残存輸入制限、この脱却をもはからなければならぬ。この点のところははっきりしないと、やはり輸入といつてもなかなか骨ではないかという感じがするのですけれども、その点についてはこれは政府全体の問題かもしれませんけれども、大臣はどうお考えになりますか。残存輸入制限の品目撤廃の問題です。

○政府委員(赤羽桂君) 残存輸入制限につきましては、このただいまの関税定率法改正法案が成立した暁におきまして約三十四品目ということになります。このめれば、各国先進国と比べまして決

して遜色のないものであるということを御説明申し上げたわけでございます。ところで、この残りましたいわゆる三十四品目でございますが、こういったものにつきましても、さらに引き続き自由化を進めてまいるという基本的姿勢でございます。ただ、だんだんやはり残ってまいりますものは、それだけにハードな商品が多うございます。特に農産物関係につきましてそういった傾向が強いわけでございますけれども、そういった点につきましても、国内産業の動向、競争力の充実、体質の合理化に即応いたしまして、進んでこの自由化をはかってまいりたいというぐあいに考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 大臣、例の日中貿易の問題ですが、日中貿易の決済の方法として、具体的な問題として円元決済方式という、その問題が大きいくいま浮かび上がってきているわけですが、ことしとの春の交易会から実施されるのではないかと、そういうような、そういうような観測もされているわけであります。この円元決済ということになると、これは政府の承認ということが必要になると、思うのですけれども、これは大臣としては認める方向で御検討中なんでしょうか。それはまだ検討

なさつていらつしやらないのか、どういう考えでしよう。

○國務大臣(水田三喜男君) これは兩國關係者でこの問題の検討をしているようでございますが、この話がきまるようでございまして、私は日中貿易がこの決済手段の問題でこれが阻害されるといふようなことは好ましくありませんので、兩國關係者の意見が一致するといふようなことだったら、これは認めていいんじゃないかといふふうに思います。

○鈴木一弘君 それから最後に一つだけ。いわゆる完成品の輸入を促進しよう、こういう

ことから関税体系の洗い直しということを検討しているということなんで、先ほどもちよつとその話に触れておられましたけれども、その基本的な方向ですね、それはどういうようにお考えか、お

聞きたい。

○政府委員(赤羽桂君) 現在の関税率、関税法の体系が、原料品が非常に安い、あるいは無税である、それから半製品になりますとちよつと上がる、それから製品になりますと高くなる、こういうようなことになっておるわけでございます。かういふような関税率体系ができ上がった理由というのは、申し上げるまでもなく、これは日本がやはり貿易立国、加工貿易によつて立国をいたすというところで、もう明治の初めからかういふ思想が出ておつたわけでございまして、現在の関税法の体系の中に、現在の関税法の体系は昭和三十六年に大改正をやつておるわけでございます。このとき

に、もうはつきりとそういう思想が定着をしておるわけでございます。この三十六年の関稅率の太改正と申しますのは、戦後初めて腰のすわった太改正でございます。当時いわゆる國際化と申しますか、當時は開放經濟、こう言つておつたのですが、それに対処するために自由化に初めて手をつけ始めたわけでございます。それに対処しまして、とにかく国内産業保護のためそれを上げるのと、こういうようなことが直接の動機に相なつてゐるわけでございます。それと同時に、當時の

大改正のいろんな眼目を見てまいりますと、将来發展する日本の産業、それからまだ幼稚産業と申しますか、發展産業、幼稚産業、それからまた停滞産業、斜陽産業と、これすべて保護をするという思想に立つておる、すべての産業について保護をする、こういうふうな思想に立つておるわけですが、その後十年間に、御案内のとおり非常に日本の産業力、経済力というのは飛躍的に増大をいたしました。輸出立国を国是といひなされておりましたけれども、いまは全然逆に相なつておる。それから日本の産業も非常な国際競争力を持つてゐると、こういうようなことでございませう。

して、その点から、当時そういった古い思想に基づきました体系を今、後見直そうではないかというのがわれわれの気持ちでございます。もちろんこの十年間においてさような努力を全然いたさなかつ

たということではございません。

その次に一番大きな改正といましては、いわゆるR Rの一括引き下げというようにもございまして、順次その手直しは行なっているわけでございますけれども、ひとつそういった立場から、大きな目でこの体系をどう考えていくかという問題意識は、ここ最近一、二年の間でございまして、そういった観点から、競争力のついたもの、あるいはいま外貨減らしの立場から輸入を促進をしていくといった観点から、いままでのただ単に国内産業保護という観点を離れまして、新しい政策の立場に立つて、足下もしくは中期の関税政策として、ただいま関税率審議会で御議論を願っている、かようなわけでございまして。

○渡辺武君 提出されております関税率法改正案での関税引き下げ品目の中で、おもなものを挙げてみますと、大豆、乗用車、七面鳥などのアメリカの関税品目がおもなものになっております。これは昨年五月以来の円切り上げ回避八項目の中で抽象的に述べられており、さらに八月の日米貿易経済合同委員会の共同メッセージの中でアメリカに約束されたものであります。別のことで言えば、これはアメリカの要求に従って、アメリカのドル防衛政策に協力する対米追隨的なものだというふうに思われますけれども、その点どうお考えでしょうか。大臣ひとつ、あまりおいでにならないので。

○国務大臣(水田三喜男君) これはもう御承知のように、今回の関税引き下げは、対外経済政策の推進という見地と、国内で生活関連物資の関税引き下げという見地から行なわれたものでございまして、当然各国の関税を持った品目についての検討は加えてございます。で、ひとりアメリカだけではございませんで、他の国に対しても関税品目についての考慮は加えてございまして、また本年でございまして、今年度の改正のとき、この委員会でも附帯決議がつけられましたが、中国に対する関税の格差の解消というような問題も、この機会にやはり考えるべきであるということで、今度の

改正の中にはこの問題が盛り込まれておりますし、そういう意味で、ひとりアメリカに対するための関税改正というわけではございませんで、もちろん去年の八月から特に対米の貿易交渉が行なわれておりまして、当然こういう問題が議題になりました以上、アメリカの関税に対する考慮は十分いたしておりますが、アメリカのための関税改正という性質のものでは今度ないということは、三百何種類かの問題にわたっていることでも十分御理解いただけると思っております。

○渡辺武君 対米追隨的なものでないという御趣旨の答弁であったようにありますけれども、関税政策は、一國の主権に属することでありまして、私どもそうあってほしいとは思っておりまして、しかし、この問題の起こった根源を考えると、そうはなっていないんじゃないかというふうに思っています。申し上げるまでもなく、この円問題を含む国際通貨危機の一番大きな根源は、世界基軸通貨のアメリカのドルの危機によって、またドル危機の一番大きな原因は、ベトナム侵略を中心とするアメリカの戦争と侵略の政策にあるということ、これは大臣御自身も私は認めておるところだと思っております。ですから、国際通貨問題を解決する根本的政策は、いま申し上げたようなところを解決することが最大の条件だ、これも大臣御自身も認めておるところだと思っております。

ところが、昨年八月十五日のニクソンのドル防衛策、あれを見てもみますと、アメリカの責任は全部たな上げにして、そうしてもっぱら他国の犠牲によってドル危機を解決するというのが根本的政策になっておるようです。特にニクソンは、問題が、対外軍事援助あるいは経済援助、その他の海外軍事支出に最大の根源があるということをやさかり隠して、そうして貿易問題を前面に出して、国際収支の黒字国を貿易上で追い込んでいく、そこで解決をしていくという政策をとってきたわけです。輸入課徴金制度をつくって、あるいはまたドルと金との交換性を禁止するというような攻め道具を使ってまでそういうことをやってきま

した。ところで日本政府はそれにどういう態度をとったのか、ベトナム侵略やめろということは公式にはたつたの一回もアメリカには申し入れていない、こういうような状況で、ニクソンの方針に従って、そうして日米貿易経済合同委員会で関税の大幅引き下げ、その他を約束してきたということが実情じゃないでしょうか。これは対米追隨的な政策だという以外にないと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 通貨問題は、御承知のとおり、ドルから起こった問題でございます。したがって、国際通貨の安定をはかるいうためには、やはりまずドルの安定をはかるということがどうしても必要だということから、国際会議が持たれて、各国ともその面に協力するということから始まったことと思っております。その場合に、結局ドルを安定させ、国際通貨の安定をはかるというためには、単なる通貨調整だけではできない。やはり貿易問題もある、いろいろな解決も必要であるということも認めて、日本は日米間の交渉に入るし、またEC諸国はEC諸国の通商交渉を同時に持ったということも事実でございまして、その過程において、いろいろ提起された問題については、両方とも解決できる問題は解決するという態度をとりました。それが関税改正の中に一部あらわれてきているということは、これは事実でございまして、しかし、今度の関税改正の問題が、いま言ったように、米國云々という性質のものというふうには見る必要はないだろうと私は思います。

○渡辺武君 問題は、最大の根源であるベトナム侵略戦争を、これを国際通貨安定のためにもおやめなさいと、アメリカに公式に要求するかどうかというところに重大な問題があると思う。そのことを公式に一言もおっしゃらないで、そうしてアメリカのドル防衛策に協力するということになれば、客観的にはベトナム侵略に協力するということにならざるを得ないと思う。この点は私いままでも何回も大臣に申し上げておりますけれども、重

ねてこの場で申し上げておきます。時間がなくて質問を先に移しますが、いま政府は新しい国際的な関税引き下げ交渉を提唱しているようであります。新聞などによりまして、ジャパンラウンドというようにも呼ばれて、そうであるが、この政府の提唱の内容ですね。方針、この辺はどういうことなんでしょう、お聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(赤羽桂君) ジャパンラウンド、第二次ケネディラウンドにつきましては、午前中の答弁でも申し上げたわけでございまして、去る二月十日並びに十一日の日米アメリカ・EC共同声明によってその一歩を踏み出したとわれわれは考えているわけであります。ただしこの内容がいかなるものであるか、具体的な品目がどうなるかということにつきましては、まさにこれからガットの場合において、まずそういった等二次国際ラウンドの場にガット加入国を全部入れる、加入してもらわなければ国際的にできないわけでございまして、その緒についているという段階でございまして、内容をどうするかというところは、概括的には申し上げられます。これは共同声明等にもはっきりと書いてあるわけでございまして、関税障壁並びに非関税障壁というもののつきましては農産品、工業品の全般にわたってその検討、引き下げ並びに非関税障壁の撤廃をはかる、かようなこと方向づけはなされておりますが、いよいよこれを具体的にこれではどこの国のどういう制度、どういう関税をいかに下げるか、どういった制度をどう撤廃するかということにつきましては、これからいよいよ幕が開く、こういう段階でござい

○渡辺武君 関税障壁及び非関税障壁ともに問題にするというこのことばであります。いま日本にとつて非常に重大な問題は、アメリカが非関税障壁をますます強めているということだと思っております。この間の鐵維問題でもこの点ははっきりあらわれていると思うのです。ところが一方でイギリスのEC加盟で拡大ECがいよいよ発足す

る。したがって、拡大E.C.のいわば相対的に高い関税制度、このことがアメリカにとっては非常に重大な問題になってくる。これは日本にとっても大きな問題でしようが、それ以上にアメリカにとつて重大問題だと思ふ。日本政府は、アメリカの非関税障壁の撤廃を問題にするよりも、むしろアメリカと一体となつて、さらに言えば、アメリカのいわば先兵の役割りを果たして、むしろ関税障壁のほうを大きな問題にしていくのじやないかというふうに考えられますけれども、その点どうでしょう。

○政府委員(赤羽桂君) アメリカの関税、非関税障壁のほう、あるいは日本もある。またE.C.もあるわけですが、どの国の関税障壁に、どの国からどういうふうな問題にされるだろうかということは、まさにこれからの国際ラウンドを見なければわからないわけでありすけれども、はつきりと申し上げられますのは、御指摘のとおり第一次のいわゆるケネディラウンドと比較いたしまして、これからの第二次国際ラウンドの特徴と申しますか、事情の変化と申しますか、そういったものを申し上げますと、第一次のケネディラウンドのときには、これは関税障壁が中心でございました。非関税障壁につきましては一、二の協定ができてはいるわけですが、一、二の中心が量的に、質的に、どちらかというと、これは関税障壁、関税率の一括引き下げというのが中心であつたわけでございます。第二次の国際ラウンドにつきまして、さような点から申し上げますと、関税水準の引き下げということも引き続き議題になると、これはもちろん問題がございせんが、非関税障壁の問題も第一次ケネディラウンドに比較してより大きく、より深く取り上げられるというところは想像するにたかなくないところであらうかと存じます。

○渡辺武君 私はいままでの日本政府の対外経済政策が非常にアメリカ追従的であるということからいま申し上げたような疑問を持つてゐるわけですが、したがって、重ねてそのことははつきり申し上げておきます。おそろく国際舞台でアメリカと一体となつてE.C.の問題は問題にするけれども、アメリカの非関税障壁のことはあまり出そうとしないというふうな態度をとらないように、はつきりひとつ申し上げておきたいと思ふんです。

○政府委員(赤羽桂君) アメリカの非関税障壁につきましては、今回日米の通商交渉の過程におきまして、当方から種々申し入れを行つております。それで最終的な通商交渉の結果、これは相互の往復書簡ということになっておりますが、その中にアメリカ側が今度の通商交渉の結果として約束したのが、非関税障壁の関税だけに限つて申し上げると、たとえば、アメリカ関税法の四百二条のa項の問題でございますとか、いわゆる有名なA.S.P.の評価の問題、それから反ダンピングの問題でございます。そういう点につきましては、あるいは国会、議院に直ちにそのための法案を出すとか、あるいは引き続き両方の専門家で協議をやる、たとえばダンピングの問題はすでにワシントンで始まつておるようでございますが、そういう点につきましては日本側も非常に強力に申し入れて、その一部分、あるいはかなりの部分だと申し上げてよろしいかと思ひますが、その両方で協議し、もしくは向こうが約束したものはすにであるというのを申し上げておきます。

○渡辺武君 それでは質問を次に移しますが、国際通貨制度の問題について一、二これは大蔵大臣から御答弁いただきたいと思ふんです。昨年十二月のSMIニアン会議でできた国際通貨問題についての国際会議が三月末から始まるというふうにいわれております。これについての日本政府の基本方針は一体何なのか、またどのような日程になっているのか、その辺もあわせて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) まだそういう日程も何も全然関係保国できまつておるわけでも何でもございせん。

○渡辺武君 ちょっとおかしいですな。この問題について、これは新聞報道で私読んだだけであります。

ますが、十五日にアメリカのコナリー財務長官が演説をしております。また二十日にはボルカー財務次官が記者会見をやつておりますし、コナリーも単独記者会見をやつていろいろ述べております。この内容を見ても、非常にこれはきわめて重大です。おそろく日本政府にも公式、非公式に情報が入つてゐると思ひますが、その内容はどういう内容なのか。またそれに対する大蔵大臣の意見はどうなのか、この辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) 事実の問題でございますので、事務局から答えさせていただきます。ただいま御指摘の三月十五日のコナリー長官の演説、この中で御指摘のような問題に係する部分と申しますと、おそろくこの国際通貨制度改革の交渉の場の問題であるかと存じます。よくフォーラムの問題というふうにいわれておりますが、これにつきましてはコナリー長官は、十カ国蔵相会議では必ずしも適当でない、またIMFは大き過ぎる、この点で何らかの新しい組織が考えられなければならないが、米国はまだはつきりした考えはきめていない。そしてボルカー次官にこの問題について——と申しますのは、どういふフォーラムで議論を今後進めていくかという議論の場のことでございますが、この問題について各国政府と話し合いに入るよう命じたと、こういうことを言つておるわけでございます。それが何か早急に国際通貨に関する会議を三月末から始まるというふうに伝えられてゐるとすれば、その点かと存じます。内容はただいま申しましたとおり、特にどういふふうな場で、新しい通貨制度の問題の議論を進めるべきかについて、各国と相談を始めるようにボルカー次官に命じたということでございます。具体的にわがほうに對しましてどういふことをすぐ始めたいというふうなアプローチは全くございせん。

○渡辺武君 それはきわめて問題のつかまへ方が甘いと言つていいの、鈍感と言つていいの、か。いまの御答弁聞いてびびくりしましたよ。なぜか

といひますと、あの新聞報道ではつきりわかりませんように、アメリカは自分の責任はたな上げして、そうして国際収支黒字国の犠牲で今後の国際通貨問題を解決しようとしてゐるというところは非常にきつりしてゐる。これは昨年八月十五日のニクソンのあの政策、その点の延長線であらうれば、おそろくこれは真実をうがつてゐるだらうというふうに見られます。特にコナリーが二十日記者会見した中で、黒字国に外貨準備の一部をIMFに強制的に提出させるというふうな案を語つてゐるといわれております。これはIMF協定に懲罰制度を盛り込もうとするものともいわれておるし、さらにアメリカの財務省は、黒字国の為替を強制的に切り上げるようにする案を検討中だといわれております。とんでもない案だと思ふんです。先ほど申しましたように、何よりもアメリカがベトナム侵略戦争をはじめとする戦争と侵略の政策をやめること、そしてまたドルと金との交換性の停止、これをやめること、これがいまの国際通貨危機を解決する最も重要な条件だと思ふんです。政府としてこういう問題をアメリカの責任で解決せよというふうに入力されるお考えがあるのかどうか、その点をひとつ大蔵大臣に伺いたいのです。

○国務大臣(水田三喜男君) 別にまだこの問題で申し入れがあつたわけではございせんし、私はいまおっしゃられるようなことをかりにアメリカが考へておるといたしまして、多国間の協議においてそういうものが合意されるということ、実際ににおいては先般の経験に基づいて簡単にできることではございせんし、そういう御心配は私ではなくて済むというふうな考へてゐます。

○渡辺武君 時間がないので簡単にしますけれども、もう一つコナリーが言つてゐることで重要な問題がある。それは、ドルと金との交換性回復については、早まつた約束をするつもりはないとはつきりと十五日の演説の中では言つてゐる。そうである。特に二十日のボルカーの記者会見では、ドル交換性回復よりも先に、米国の国際収支

を黒字に転換できるような制度をつくる必要があるという。つまりこのことは、ドルと金との交換性停止というのをこれを責め道具にして、そうして先ほど申しましたような、黒字国の犠牲で解決するという方向にもつていこうという政策であるという。これは私ははつきりしていると思うのです。したがって、いまの国際通貨不安の一つの大きな原因であるドルと金との交換性の停止、これをやめるべきだということを積極的に御主張なさるのかどうか、これを一つ伺いたい。

それからもう一つは、コナリーもポルカーもともに通貨交渉に貿易問題をからめてやろう、そうしていわば通貨問題を責め手にして、貿易問題を有利に解決していこうという方針を示しておられます。おそらく先ほど私問題にしましたガットでの関税引き下げ交渉もこの一環としてからめてくることは、これは明らかだというふうに見えなやならないと思う。またコナリーは、IMF理事会提唱の二十カ国蔵相会議を支持するとして、この会議に発展途上国の赤字国、国際収支赤字国、これを含めて交渉を有利に導こうという案も、先ほど国際金融局長も言われましたけれども、そういうことを提唱しているそうでありました。私は、国際通貨問題に貿易問題をからめたら、これは日本に不利になることは明らかだ。そうしてまた、いまの国際通貨問題を解決する正しい道でもこれはないだろうというふうにも思われます。貿易問題をからめるといふことは、私は拒否すべきだと思います。そうして先ほど言いましたように、アメリカ自身の責任でドル危機を解決するというのを正当に主張すべきだと思います。

以上二点について、大蔵大臣の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 通貨問題の解決に貿易問題をからめて解決の道をはかったということは、もう先般の調整においてもはつきりしている問題でありまして、この問題は一応結論がついて、この通貨調整ができたということでございます。

す。したがって、今後さらにこれをどうするかという問題につきましては、あるいは各国ともそれぞれいろいろの利益に基づいたことを考えることであるかもしれませんが、しかし、国際会議の場というものは、そう簡単なものではございませんで、それぞれ各国とも、これは自分の利益に基づいた意見を主張する場でございますから、そう簡単に一国の、今後意図どおりに動くというふうなこともございませぬので、その点はそう心配されるような方向には私はならぬだろうと思っております。

○渡辺武君 ドルと金の交換性回復について即時要求されるかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは今度の通貨調整のときに、この問題はあとの問題にするというもので、この問題は片づいたいきさつから見まして、これは今後の問題としてどうすべきかというものが、これから通貨会議の大きい議題になるものでございしますが、したがって、この問題を中心にいろいろの相談がこれから行なわれることと思っております。その場合に、この交換を回復させることは、これは各国の主張でございしますので、この交換を可能にするためには、またいろいろ前提的なものが考えられるかもしれませんが、そういう問題をからめて、終局的において、これを可能とする方向への各国の努力がなされるものと私は考えております。

○野末和彦君 脱税についての疑問と、それから時間がありましたら交際費の課税を強化するという問題をお聞きしたいと思っております。

国税庁からもらいました資料で見まして、いわゆる申告所得税の調査実績というのがあります。これは本格的に脱税というんじやなしに、課税所得の課税漏れとかそういうのを全部含めてという話で見たけれども、こういうのを毎年発表される分を見ても、いつも同じような業種が悪いほうに出てくるんですね。たとえば医者とか、あるいは不動産、建設関係とか、あるいは水商売なんかですか、何かいつも似たようなのが脱

税をやっている。しかも、年々これは大型化して、どうも悪質化しているような報告も出ています。どうも悪質化しているような報告も出ています。わけです。

〔委員長退席、理事柴田榮君着席〕

そこで、そういうのを見ますと、一般の正直な納税者から見ると、実におもしろくないわけですね。しかも脱税なんというのはいくらでも、そういうことを考えている人もいるくらいで、そういう点、いわゆる脱税を防止するための何か対策というのはいまどういうことをやっていますか、どうですか。これは短くしてひとつお願いします。

○説明員(江口健司君) いろいろ対策がございしますが、一番積極的な行政と申しまして、きついで面では査察という制度がございしますが、これにつきましても連年事務量の増加がございしますが、体制もそれに対応して整えまして、件数等につきましてはここ数年來若干の伸びを見ております。そのほかに、一般の調査の中では、特別調査という方式を取り入れてまして、これはもうすでにかなりの年数になります。一般の調査の三倍程度の日数をかけて、この脱税と思われる事案の摘発を行なうというやり方をしております。

それから、一般の調査につきましては、御案内のとおり納税者の数が、法人、個人ともに非常に伸びております。しかしながら一方、申告の状況もここ二十数年來の傾向を見てまいりますと、われわれは、一応申告納税制度が定着したという時期に差しかかっているように受け取っております。その中でも、特に問題があるような業種あるいは問題があるような法人、個人等につきましては、資料その他によりまして、一般調査の中で非違を確かめていくというやり方をしております。

ただ私どもには、人数あるいは時間に制限がございします。納税者の数がふえたり、あるいは経済の状況が複雑になり、広範囲の取引が行なわれるということになりまして、勢い事務が複雑になってまいります。しかし一方では、先ほど申しますように、申告の状況が経済の成長率をかなり上回る程度の申告の姿が出ているといったような

ことから、特に重点的な調査を行なう必要があるという一面、一般的には税法の改正その他でなかなか理解しにくい面が制度面でございしますので、できるだけこの面につきましても、広報ないしは指導という形で、業界の団体あるいは地方公共団体あるいは法人会、青年会といったような関係の団体を通じて、指導ないしはPRということにつとめて、適正な申告が行なわれるようにつとめていくわけがございします。

○野末和彦君 それくらいはやっているかと然思いますが、それでよく査察とか、あるいはいろいろな点で成果をあげているということもわかんませんが、国税庁が努力していることはよくわかんませんが、いずれにしても人数がたかさん要ると、人件費もかかる、日数もかかったり、それから指導とかPRといったってかなり甘いわけ

で、脱税する人はその程度のことやめるとも思えないわけですね。ぼくは、もっと大臣としては、いわゆる根本的な対策についてお考えかどうかというところをお聞きしたいわけですね。たとえば、脱税したというのがわかったとき、何か罰金だけ払えば、それで終わればけっこう得をするとかいような例があると思ふんですよ。罰則を強化するということについては何かお考えありますか。現在よりももっとこれを強化して、いわゆる選挙違反と同じで、結局やっちゃったって罪悪感がないわけですね。そういう人間に対して社会的な制裁を加えようとか、そういう意味でこの罰則の強化について何かお考えですか。それとも、それについては全く考えていらっしやいませんか。どっちですか、大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) 私の感じが少し違いますが、もしも私が、私は非常に脱税の査察その他についてときどき陳情を受けるのですが、陳情を受ける限りにおいては、もう脱税を押えてもたいしたことはない。みんな平気でまたやるというふうなことではございしますが、そうではなくて、なかなか、一ぺん脱税を押えられたら、これは簡単なことじゃなくて、その張簿は何か月かにわたっ

て押えられたり、それは実際において、けっこう商売ができなくて、とことんもう追い詰められるというふうなことで、いまの制度では、国税庁から脱税を押えられたら、一ぺん押えられた人は、相当もう懲罰という意味では、きき過ぎていくらいいっているんじゃないかと思ひますので、私はそれに対する罰則というのを、これ以上強化するというような感じは持ちません。できるだけこの脱税をなくするというために私は考えておつて、ときどき国税当局と話すんですが、何か私は特殊な脱税者を保護するような印象を与えてはいけないと思つて、しまいに私のほうから主張を弱めるんですが、私はいまの査察も、業界別にモデル調査をやつて、その業界においては、どこに納税についての欠陥があるかというその点を見たら、その点を業界にも十分注意して徹底させて、その点についての脱税のないような指導をするというふうなことで、やはり脱税については私は指導という意味からの強化をやるほうがいいんじゃないかと考えています。いまのやり方を見ますと、ねらわれた人は——一定の業界で少数が査察の対象になるといふときには、同じようなことを各業界がみんなやっておるのかかわらず、たまたま対象になったところだけにとことんまでやられるというふうなことで、そういう点についてのひとからざる不平というものが非常に多いと。ですから、やる場合には、もうサンプル調査で一つのあれがわかったら、全般についてそういう点についての指導を強化するということであつて、たまたまぶつかった人について、そこだけ徹底的に追及するというやり方が、何か少し税制の行政上私にはぴんとこないものがありまして、始終私は注意しているんですが、そういうふうな方向で、もう少し私は脱税を防ぐ行政をやつていきたいというふうに考えております。

○野末和彦君 それは当然でいいと思ひますね。罰則を強化したって何にもならないかもしれない。むしろ指導強化のほうとか、あるいは防止するための対策、そのほうが重大だと思ひますけれども、しかし、大臣がおっしゃることが、きき過ぎてもうたいへんだというのが実情かどうかはちよつと疑問なんです、まあいづれ具体的な事実を持つてきたときに、これはあらためて聞きますけれども、その一つとして、指導強化といういろいろおっしゃいますけれども、国税庁の実例を見てみますと、みんな例の隠し預金みたいなものがあるわけですね。そうすると、銀行にたいしては架空名義の預金とか、無記名とか、そういうものを持つていて、必ずそれが脱税につながつていくと。中にはこの例の中にもありますけれども、銀行が脱税に協力しているというふうな例があるんですね、ここに。そういうのを見ますと、いわゆる銀行の裏預金といふんですかね、隠し金が銀行にあると、これをほつといて、そして脱税をいけないうもの、これは筋が通らない。それで、やはり脱税につながるような銀行の架空名義の預金なり、無記名なり、こういうものはちよつと再検討すべきときじゃないか。むしろこういふのはやめるべきで、何のために架空名義や無記名の預金がいまだに認められているのか、実にわからないんですが、これについてはどう考えるんですか。

○説明員(江口健司君) 確かに査察事実並びにその他の一般の事実につきましても、すべてを銀行調査するわけではございませんが、たまたま重い事案について調査をいたしますと、御指摘のようにかわりのものとして置きかえられておるということが、かなり多いございます。したがつて、われわれ税の執行する立場からいいますと、無記名ないしは特に仮装預金といったようなものにつきましては、この制度を廃止することが望ましいというところを、関係方面には希望意見としてこう述べてきておつたわけでございますが、なお一方では、これは銀行局のほうのお立場もあらうかと思ひますが、預金者の秘密保護といったような関係から、制度論についてはまた税とは違つた観点での政策を考える必要があるといったようなことで、その両者の行政目的といひましたらどうか、政策の目標といひましたらどうか、その辺の問題は、調和、調整の問題について具体的な事案等を通して、各々の必要な時期に、関係の方面とは打ち合わせをしつゝ、われわれの目的を達成する努力をしておるわけでございます。

○野末和彦君 大臣としては、いまの銀行の架空名義なり、無記名なり、そういう隠し金を便利に預つてくれる裏預金、これは大臣としては別に脱税という弊害があつても、それ以上のメリットがあつてそのまゝにしておくようなおつもりですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私はあまりこの問題のメリットというのはいないんじゃないかと思つてゐるわけです。

○野末和彦君 ないのじゃないかというのはいさう意味ですか。これはいま廃止しても別にしまわぬという意味ですか。

○国務大臣(水田三喜男君) やはりなくする方向で、将来考えて私はいんじやないかと思ひます。

○野末和彦君 そうしますと、いま国税庁のほうの答弁では、申し入れてもなかなかいんな問題があつてという話がありましたけれども、現在無記名のほうはいいことになつてゐるのですか、たとえば、架空名義はだめだといふのですか、この辺あいまいなんです私はよくわからないのですが、これはどつちなんですか。

○説明員(江口健司君) 無記名のほうは、銀行局から御説明したほうが適當かと思ひますが、私の知つてゐる限りで申し上げますと、無記名のほうは一応制度がございまして、仮装名義のほうは、これは明らかに制度といわれるものがないはずでございますので、架空名義といふものについて、当然やめるべきであるというところは、銀行局当局はもちろんのことで、業界の銀行協会等にも再三、申し入れをしまして、あるいは御案内かと思ひますが、各金融機関の店頭では、架空名義を使用されないようにという注意のビラ等も張つておられるわけでありまして、なかなか預金をされる方と、銀行のほうのそれを確かめる手段というものが、制度的にない面もございまして、必ずしも、銀行のほうは努力をしておると思ひますけれども、結果的に見ると、まだ仮装の名義のものがかなりあるという実態かと思ひます。

○野末和彦君 これについてお聞きしたのは、要するに、脱税がいけないとか、そういうのはわかつておるんですか、脱税の道を開くような、いまいった架空名義なり、無記名なり、そういう預金をそのまゝにほつといて、それで、今度は一般の納税者には税金をきちんと納めるといふようなことばかり言つても、非常にその辺に感情的な不公平感というものはものすごく強いわけですね。ですから、ぼくは隠し預金みたいなことのは、ぜひ廃止すべきであるというふうに考えるわけであつて、早急に、そういうことはなくしていただいて、そういうことが結局、一般納税者の感情的な不満とか、あるいは税が重いか、税制が不公平だといふことにつながると思ひます。ですから、その点は廃止するように努力をしていただきたと思ひます。

それから、納税番号というのをつけておるわけですね、最近、ぼくのところなんかにも、納税番号入つてきていますけれども、あの納税番号はどういう意図から始まつたのですか。まだ、全国的には普及されてないという話ですが。

○説明員(江口健司君) 納税番号といひますのは、いま東京と大阪が、いわゆる電算機のシステムにのせるというところをやつて、まだ完成してゐる段階に達していません。昭和四十九年ないし五十年くらいまでは、大体都会地の納税者につきましては、電算機にのせると、

(理事柴田栄君退席、委員長着席)

こういうシステムをいま開発中でございますが、電算機にのせません場合には、機械の取りまとめ、その他の性質上、当然番号を付さなくちゃいかぬということになりますので、そういう意味で、電算機関係のものにつきまして、納税番号を付し

て、機械にかけやすいシステムにしてあると、こういうことでございます。

○野末和彦君　そうしますと、これは聞いた話ではつきりしないのですが、納税番号をつけてコンピュータを導入してと、これも脱税防止に役に立つという話を聞いたんですけれども、実際そうなんですか、あるいはそういう意図も少しはあるわけですか。

○説明員(江口健司君)　必ずしも電算機にのせるということは、脱税を防止する、あるいはそれを指摘する、摘発するという目的ではないわけですが、結果的なメリットとしては、そういうものも予想されるだろうと思います。ただ、電算機につきましては、まだ世界各国必ずしも十分進歩されたシステムができていないという状況で、最も進んでおるといわれておるアメリカですら、まだ、いま御指摘のような面につきましては、試行錯誤の段階であるというようにございまして、日本の場合には、それよりもかなりおくれで、このシステムを取り入れる段階でございます。現在、それらも含めて検討をしなければならぬ、主として集計その他のいわゆる事務のあと始末の便宜ということで、その面での省力化をはかるという目的から、電算機の開発を進めているわけでございます。

○野末和彦君　まあ省力化のほうが大事だと思えますか、もしかりに、それが脱税に役に立つからといって、人権の問題もありますから、その辺の使い方は今後検討していただきたいと思えますけれども、いずれにしても、脱税に対しては、脱税者をやたらにいじめるということよりも、現に脱税をしている人がいる、そういう例をまた見ると、一般の人に、正直な納税者に対する影響、精神的影響のほうが大きいので、ですからこれは、今後とも力を入れて防止してほしいと思えますが、いずれにしても、脱税の根本的原因がどこにあるかというのを考えますと、やはり税制上の問題もあるでしょうし、さっき私が言いました銀行の隠し金を、そういうところで銀行が保護しているという点もあると思うんです。その辺の原因についても十分に検討していただきたいと、そういうふうに思っています。

それから、交際費なんです、これは、聞くところによりますと、大臣は交際費の課税を強化するとこの間おっしゃいましたけれども、もちろんこれは大いにけっこうで、いまのような、企業が優遇されているというのもおかしいと思えますが、強化する一番の目的は、大臣はどこに置いていられるんですか。何のために強化なさるんですか。たとえば、税金がほしいから強化するとか、いろいろあると思うんですが。

○国務大臣(水田三喜男君)　これは、なぜ交際費に課税するかという問題かと思えますが、これはやはり冗費を抑制して企業体質を強化する、企業の合理化をはかるという、この政策を税によってある程度実現しようというものでございまして、かたがたこれを、無制限に交際費を許すということになりますと、これは同時に脱税ということにもなりますので、そういう意味で、この交際費課税というものを置いて実施するという必要があるというのが、この交際費課税の目的だろうと思えます。

○野末和彦君　時間が来ましたようですから、簡単にしまして、この次に回しますけれども、つまり、いまの強化する目的がどうもはつきりしないんですね。企業体質を強くする、あるいは合理化するためとか、浪費を省いてとか、いろいろおっしゃいましたけれども、むしろばくは、企業を優先しているような税制を根本的に改めるのが一番の目的で、その線に沿って検討するのがほんとうじゃないかと思っています。大体、取りやすいくところから取るというふうな姿勢はもうやめて、取りにくいところから、いままでも取ってないところから、これから税金を取らなきゃ、絶対国民は納得しないと思うんです。そのために、交際費課税強化ということも考えてほしいとよく思っているのですけれども、この次にこの点についてはお聞きします。

○嶋崎均君　私は本日、一般減税の問題を中心に聞いておりました。その先に二、三、租税特別措置法の問題について、その先に二、三、租税特別措置法の関係のことにつきまして御質問をします。本日は、そういう意味で、大臣がおられますから、ごく絶縁的なことを伺いたいと思えます。

通貨調整後のわが国の場合におきまして、経済対策、経済政策あるいは財政金融政策につきましまして、根本的な方向転換が必要であると思うのでございまして、特に高福祉社会の建設を旨として、四十七年度予算の編成をされたことと喧伝をされるわけですが、国民生活の向上を重点とした政策を今後大いに積極的に進めていく必要があると考えるわけですか。税制のあり方につきましても、こういう観点に立ちまして検討を続ける必要があると思うわけですが、特に政策目的を持って運営される租税特別措置につきましまして、従来とか産業に重点を置いた考え方がとられておると一般に言われておるわけですが、それを国民福祉を中心とした考え方にかえていく必要があるのではないかと、このように思うのでございまして。

ところで、税制調査会は、租税特別措置はともすれば既得権化しやすい、したがって、情勢の変化に依り、その流動的な改廃をはかっていくべきであるということを指摘しておるわけですが、そういう意味では、常にその内容を洗い替えをして、情勢の変化に応じて対応していかなければならないというぐあいについておるわけですが、どうも最近の状況を見ましても、年々特別措置法によるところの減税額が増加をしていくような傾向にあるように見受けられるわけでありまして、税負担の公平という観点から見ましても、福祉対策あるいは公共資本の充実といったような面にも、おのずから限界が必要であるというふうな、限界があるのではないかと、このように考えるわけでございます。そういう意味合いから、何らか租税特別措置法の今後の改正について歯どめ

措置を設けておくべきではないかというふうに考えるわけですが、その点について、大臣の御意見を伺いたいと思えます。

○政府委員(高木文雄君)　租税特別措置についての改廃の必要は、従来から税制調査会でもしばしば議論がございまして、私どももその方向で努力をしまいたつたつもりでございますが、その重点としては、いづれかと言いますと、たとえば、税額控除であるとか、所得控除であるとかという形で、最終的にその措置によって、いわばその税が軽減されればなしになるものというふうな式の特例措置は、何とかやめる方向にしたい。同じ特別措置でありましても、たとえば、準備金制度であるとか、あるいは特別償却の制度につきましましては、当該年度において税の軽減になる点では同じでありますけれども、特別償却であれば、後年度の償却を、前の年度でやるわけですから、結果的には後年度でいわば取り返しがきく。準備金についても同様のことがありまします。同じ特別措置であっても、先に税を払うか、あとから税を払うかという意味で、いわば金利メリットの差はありますけれども、税額控除や、所得控除のように、もういわれる軽減しつぱなしになるということではないという点で、同じ特別措置でも、非常に一言のもとに言われるものであつても、だいぶ軽減の意味が違ふということで、むしろ税額控除、所得控除をなるべくやめていきたいというふうな点に、ここの五、六年の重点が置かれてきたわけでございます。

ところで、最近に至りまして、まあこれは従来からそうではありましたが、最近、いま御質問にございまして、福祉の時代というふうな認識が非常に広がってまいりましたし、政府全体の姿勢としても、そういう方向に重点がいつておりますので、特別措置によるというふうな施策により、それが向けられるべきかということについて、いままでも以上に、今後そういう角度からの検討が行なわれるべきであらうかと思われるわけでございます。

で、歯どめという点につきましては、従来は、大体四十二年から今日までこの数カ年は、特別措置によりますところの新しい特別措置をとりまします場合には、何か既往の特別措置を廃止して、そうして廃止をした金額の範囲内でしか新しい特別措置はしないのだということを、一応の歯どめにしておるわけですが、しかし、経済の伸びに伴いまして、いわば廃止する、新しくつくるといふことでない、全然触れてない事項については、経済の伸びによって大きくなっていくということがありますために、ただいま御指摘のようには、特別措置による減税額全体の姿としては、やはり税収の伸びと同じような割合、多少それを下回る程度にはなっておりますが、どうしても広がっていったと、こういうことでございます。ですから、今後は特別措置についてどういう政策目的により重点的に置かるべきかということが一点と、第二点としては、その改廃部分についてだけではない、全体としての特別措置の大きさの問題、これに注意しながら、特別措置はあくまで例外規定でございますから、可能な限りにおいて圧縮につとめていくことを私どもの判断基準といたしますか、心がけたいと思ふべきものと考えております。

○嶋崎均君 たいだいまのお話で、基本的な方向は、たぶんそういうところにあるだろうと私も考えるわけでございますけれども、経済の大きさと、伸びから、それにつれていろんな制度が改廃をされていく。制度自体は据え置いても、減税額自体が大きくなっていく。どの辺のところをめぐりに置くのかどうかという点については、もつと研究しなければならぬところがあるのじゃないかと思ふ。今後よく検討していただきたいというふうに思っております。

ところで、同じく租税特別措置法の中でございしますが、わが国の産業構造から考えますと、中小企業の体質改善ということが非常に大事なことであると言われておりますし、現に私もそう考えているわけです。どうも中小企業の近代化を促進し

ていく場合に、措置法でもいろいろな対策が講じられておるわけでございます。しかし従来の制度を見ますと、非常に複雑で、ともすれば現実に即しないという面もあるのではないかと、どうふうに思っておるわけでございます。もつと中小企業の役に立つ、あるいは利用しやすい制度が考えられてもいい、もつと実態に即応して何か措置をとるべきであるというふうに思っておりますが、何かその点について検討したことはないかどうか聞きたいと思ふ。

○政府委員(高木文雄君) 四十七年度、今回御審議願います特別措置で、新しく中小企業の持ちますところの設備についての二割増しの特別償却制度というのを設けることにいたしましたわけでございますが、これは従来ですと、一々、こういう機械は企業の合理化に役立つから、特別償却の対象になるといふようなことで、機械を指定をして特別償却の対象を拾い上げていくというような形式になつておったわけでございますが、組織の大きい企業の場合には、その方面の経理、その他、その方面の専門家を企業の中に置くことができますから、そういう制度もわりあいうまく動くわけでございますが、中小企業の場合には、一人の方がいろいろな仕事をしなければならぬということでありましますから、なかなか税法に精通するということやなこともできないことであるので、そういうことまかい規定を置いてもうまく動かないというところで、これからはもう少し大ざっぱにという感じで、一件取得価格五十万円以上の機械は、それを、新しい機械を新規取得する場合に二割の特別償却を認めましょう、対象は一定の業種に限定をしておりますが、そういう制度にしたらどうかというところで御提案申し上げておりますが、これはごく一面にすぎません。それだけやっただけでは、いまの御質問のような御趣旨には、十分沿ひかねるわけでありまして、今後の方向といたしましては、そういう方向で、若干従来の方向、やり方とは変えまして、中小企業については、だんだん簡素なやり方を取り入れていくということを考

慮すべきでないか。まあごく一部にすぎませんが、今回の、ただいま示例としてあげました措置も、そのいわばはしりと申しますか、そういうつもりで御提案申し上げておるわけでございます。御承知のように、貸倒引当金につきましても、中小企業につきましても、本法で定めておりますものの二割増しということになっておりますが、そういうふうには、いわば概括的に特別措置を設けるというふうなことを通じまして、中小企業にふさわしいといふことが、あまりこまかいことを知らなくても活用ができるような制度を、だんだん導入していきたいというふうに考えております。

○嶋崎均君 措置法に関連する質問はいろいろあるわけでございますけれども、ぜひたいだいま答弁にありましたように、中小企業にわかりやすい、ある意味では、部分的には不公平になるといふまじか、あるいは償却といふことをとらえると、必ずしも中小企業一般に償却資産の多寡による不公平といふのはあり得るわけでございますけれども、そういう意味でひとつわかりやすい制度を取り入れてやっていただきたいというふうに思つておるわけでございます。

そこで、大臣の時間がおありのようなので、あまりこまかい質問もどうかと思ひますので、所得税の一般減税の問題につきまして、背景をなす問題、私が考えておるのは、必ずしも一般がそう考へておるということであるかどうかよくわかりませんが、そういう点について質問をしていきたい。なお大臣が時間がぐあい悪いというようないことですから、すれずれになつておる委員会運営のことでございますから、中座されるのもけっこうでございます。

そこで、まず最初にお伺ひいたしたいのは、四十七年度の減税でございますが、御承知のように、昨年の秋に年度内減税を含めての減税が行なわれたわけですが、過去のいろいろな例を調べてみますと、四十一年度には自然増収の全体以上の減税を行なうというふうなことがありましたので、この四十七年度は、私のこれは試算するとこ

ろによると、大体中央、地方合わせますと、三〇%近い自然増収に対する減税割合になつておるのだらうというふうに思ひますが、その数字をちよつと教えていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 所得税の減税割合でございますが、これは自然増収とは何を言うかという従来の約束で、自然増収というのは、そのときにおきますところの税法を前提として、税法改正をしない場合には幾ら税収があるか、それが前年度の数字に対してどのくらいふえるかという額が、いわゆる自然増収という表現になつております。そういう意味から申しますと、本年度の所得税の自然増収は五千九百億でございますけれども、しかしこれは、年内減税はここの見積もりをしますときに、すでに法律が通つたあとでございますので、そういう数字になるのでありまして、政府が従来から説明しておりますように、先般の年内減税は、四十七年度の税制改正の繰り上げ実施であるという趣旨からいたしますと、この年内減税によりますところの減収額二千五百三十億は、通常の年であれば当然自然増収としてあがつてくるべき額でございますので、これを足した額と、今度の減税とを比較しなければならぬわけでありまして、そういう意味で見ますと、ちよつとたいだいま御指摘になりましたように三〇%の減税をやつたと、これは国税だけで三〇%の減税をやつたといふことになるわけでありまして、地方税を合せてみましても大体二八%ぐらいの減税に当たります。

○嶋崎均君 大臣、一問だけお聞きいたしますが、いまお聞きしましたように、相当の減税額にはなつておるのですが、最近の景気の状況から見ましても、年度内減税を含めて昨年の暮れにボーナスで減税できるようにした。非常にけっこうなことだと思ふのですが、その前提は、四十七年度予算で、やはりこの公共事業その他の予算で景気刺激の対策を講ずる。予算及び財投を含めての話だと思ひますが、そのつなぎとして、現に災害を含んでいるところで二九%程度の公共事業費の

伸びというものの、そういうつなぎにおいて景気が浮揚するだろう、こういう見通しに立っているところ、最近の経済指標、明るい指標もありましたけれども、読み方によっては必ずしも景気の底から浮かび上がってくるという傾向にはない。政府の経済見通しでは、ことしの秋ぐらいになると景気も上向きになるだろうというふうなことが言われているわけですが、非常にわれわれ心配をしておるわけですね。かりにそういうことにならないとすると、もう一度年度内に所得税の減税をしていただこうというふうな意見が非常に多いわけですが、この点について大臣はどうお考えでございますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 最近、企画庁からのいろいろ報告がござりますが、昨年度の補正予算と年内減税というものは、やはり非常にこの不況対策には効果があつて、在庫調整の問題も一巡したような様子が見えてきたというので、この効果が現にあらわれてきているということでございますが、私も、もしそうだとしますと、私は今年度実行すべく予定しておいた減税を、昨年の年末、この消費活動の旺盛なときにこれをやつたという効果は相当多かったと思つておりますが、もしその効果が現在出てきておつて、これに新年度の、今年度の予算が働いていくということになりましたら、やはり最初予期したような、秋以降の景気の上向きというものは、最初の予想どおり私は期待できるものと思つております。したがつて、もう一度今度は、昭和四十八年度に予定すべき減税を、また今年度中に繰り上げて実施する必要というものが出てくるかどうかということについては、もう少し情勢を見なければ私にはわからないんじやないかと思つております。しかし経済が予期したとおりにいかなくて、もう一段さらに何かの措置をとらなければいけないというふうな事態に追い込まれるというときには、ひとり減税だけでなくて、他の別個の措置もあわせてとらなければならぬというところになると思つておりますが、いまのところ私は、大体この最初の予想どお

りのコースをたどることができるとはならないかというふうに考えています。

○崎崎均君 もう少し大臣と議論をいたしたいと思つたのですが、時間の関係上やむを得ないと思つたので、あと、この問題につきまして少しく質問を続けていきたいと思つた。

私は、実はこの四十七年度予算の説明というのがあるわけでありまして、その一四一ページに、一般会計予算の一般部門及び公債関連部門区分表というのが出ています。その中で、要するに公共事業費として、あるいは出資金として、公債の発行対象になる額、その限度額と思われる数字と、実際の公共事業の額との差額が千六百三十億であるというふうな表示になっておりますけれども、私の前の経験からいいますと、この中からさらに自動車重量税の増徴が、たしか九百九十億程度あるはずで、さらにまた中央競馬会の納付金によるところの公共事業というものが七十億程度あるはずで、それと、それを差引きますと、実際財源というので、現状とのすき間というのは、これ以上公債発行のできる額というものは、それを差引きますと五百億程度しかないというふうな計算をしておるのですが、誤りがあるまいか。

○政府委員(高木文雄君) 大体五百億前後と思つた。

○崎崎均君 先ほど大臣のお話をお聞きしますと、景気の状態によつては公債発行、減税を行なうということもあり得べしというふうなことも考えられ、それと、公債発行の減税を行なうというふうなこともありますが、少なくとも政府が考えておる公債発行対象費というものは、これに大それた別でございまして、少なくとも五百億、ぎりぎりやつても五百億、ちよつとの限度にしか公債財源の振りかへはできない。ことしの税収の見積もりがどこまで正しく当たるかということもありましようけれども、そういうことになつていきますと、減税をやるといふことは、赤字公債の発行と

トレードオフ、それからその二者択一というのか、そういう関係になつて、容易なことぢやなさうだなあというふうに判断しているのですが、いかがでございますか。

○政府委員(高木文雄君) 実は四十七年度の税収見積もりにつきましては、昨年の通貨調整の直後に立てました見積もりでございまして、今後の経済の見通しなり、それから御存じのように、税収は、特に法人税におきましては経済の変動よりもややおくれて税収に影響があらわれてまいります。その関係なりを十分に見通すことが非常に困難だといふ状態のもとに予算の編成期を迎え、税収の見積もりをいたしておるのでございまして、その後今日まで約三ヶ月を経過したわけですが、いままでのところそうびっくりするような大きな変化はないのでございまして、なかなかまいぐまいに景気が浮揚するかどうかという見通しが立てられないわけでありまして、税収といたしましては、むしろ四十七年度下期の動向よりは、上期の動向のほうが影響するところが非常に大きいので、下期の動向は、来年の三ヶ月の法人決算に影響してくるわけでありまして、来年度税収に響いてくる、こういう関係もいろいろありまして、率直なところ、四十七年度歳入見積もりについては、いまから申し上げても、まだ年度が始まっていない時期にそういうことを申し上げるのは不適当と思つたのですが、正直のところ非常に確信を持っていない現状でございまして、そこで、それから先はどういう財政政策といふか、公債などの発行方針についてどういふことかといふことがありましようけれども、いろいろ経済情勢によつて、過去の考え方とことわらない考え方を持たなければならぬ場合もありましようかもしませんが、いままでのような考え方からいいますと、私も、私どもとしては、やはり大蔵省の事務方といたしましては、やはり赤字公債については消極的にならざるを得ないといふことがあり、そして税収についての見込みが、少なくとも現段階では、とてもいまの税収

見積もりと違つて、非常に好調になるだろうとは思ひ込みがたい状況からいいますと、ただいま御指摘のように、なかなかこの事柄について減税を見込むというふうな状態にあることを予想することはかなりむずかしい状態にあるといわざるを得ないのが現状ではないかと思つております。

○崎崎均君 時間がありませんので、最後に将来についての問題提起という形で御質問をいたしたいと思つたのですが、今後のこの財政運用の問題を考へていく場合、わが国の場合、過去の経済の成長は、民間設備投資中心の成長であるといふことが言われ、また所得税の減税がこの成長をささえるために非常に重要な役割を果たしてきておるといふことが言えるかと思つた。反面、私が非常に心配するのは、所得税の減税というものは、確かに日本の成長には大きく寄与してきたけれども、たとえば、最近いろいろ経済企画庁あたりで福祉指標といふようなことがいろいろ問題になつておりますが、たとえば、財政支出の中におけるところの移転支出の割合がどういふことになるか。特にGNPの中における移転支出は、日本の場合に非常に少ないのではないかと、あるいは社会福祉給付費がGNPに対して非常に少ないんじゃないか、こういう指摘が非常に多いわけではございません。ところが、反面で、税金負担率というものを考えてみますと、日本の場合には一九九〇前後といふことで、同じレベルの立場と比べられる四十五年といふ年をとつて、ずっと比べてみますと、諸外国から比べまして非常に日本の税金負担が低い。また振替所得の非常に大きなものになるところの保険料の負担といふものを見ますと、これがまた諸外国から見ると著しく低いといふことになつております。それからまた財政支出の中におけるところの、何といふか消費的な支出と、それからまた資本的な支出の割合を見ますと、諸外国の場合には消費的な支出が非常に多いにかかわらず、社会的な支出の割合が非常に小さい。ところが、日本はどちらかというとライフ・タイム・ファイティ、あるいはごく最近においては、社会的資本に

対する支出がかえつて大きいというような数字であつたと私は思つておるわけです。そういうようなことをいろいろ考へてみますと、今後わが国の経済的政策あるいは国民全体の、何と云つても社会の改造の方向といふのですか、そういうことから考えますと、どこまでも福祉社会の建設というやうなことになる。そうすると、社会資本の充実と、社会福祉政策あるいは社会保障政策の充実といふものが柱にならなければならぬ。その場合に、社会資本の充実は、いまの財政法の規定からいいますと、どちらかというところ、公共事業中心の公債発行財源といふものをたよりにしたものを、社会福祉政策を遂行していくための必要な財源といふものは、一般財源すなわち租税によらなければならぬ。こういうことになるわけです。ごく短期的な問題からいひまして、先ほど福祉だけ考へてみてほしいへんだ、長期にそういう方向を考へていく場合には、もう一度日本の経済がある程度高い成長を遂げない場合には、社会福祉にさかせる財源といふのですか、それが非常に不足をしていくという結果になつて、社会保障の充実はやらない、しかし、租税の収入はなかなか得られないというジレンマに陥る可能性が非常に大きいのではないかと。そうすると、今後所得税の一般減税がどれだけできていくかということが非常に大きな問題点であると思ひます。

それからもう一つは、過去十年間たいへんな減税政策をやつてきたわけです。たとえばドイツなんかの例を見ますと、四十年以来ほとんど課税最低限はフィックスされたままになつております。よその国と比べまして、四十年当時はわが国の課税最低限はフランスなんかに比べれば半分くらいであつたと思ひし、よその国の半分近い水準だつたと思ふ。ところが、いま四十七年度の予算の段階で並べてみますと、フランスを越えて、もうアメリカの百三十万程度の最低限を除けば、日本が最も高い状態にある。それからまた、税率の調整をやるうといふことになりまして、御承知のように、先般の国会でも野党のなかなかきびしい反対

を受ける、こういうことになつてゐる。そういうあれやこれやをいろいろ考へてみますと、今後の所得税の一般減税といふものは、国の大きな政策の中から、また諸外国の国際比較の中から、どういふぐあいに考へていくかといふことが非常に大きな課題であり、またそういう国民的なコンセンサスなくして、これ以上減税をどうしてやるか。それから社会資本なり社会福祉なりに、どれだけの資源を財政の機能において分配をしていくかといふことが非常に大事な問題になり、それこそほんとうに国民の合意が得られなければ、なかなかむずかしいやうな段階に差しかかつてゐる。そういう意味で、税制の方向といふものも、先般、税制調査会の答申がございました。今後できるだけ早い機会をとらえて減税をやつていけといふ話がありますが、何らか別に財源を見つけないとすれば、非常にむずかしいやうな段階にきてゐると思つております。そういう意味で私は、租税全般が見直されなければならぬ段階に來てゐるというふうにして思つておられますけれども、午前中の同僚議員の質問に対して、長期の答申の線といふものを大臣は守つていかれるというやうな方向を言つておられますが、もう一度長期の税制問題についての検討が必要であるのではないかと。いふに思ふわけでございます。

非常に時間がないものですから、一方向的にしゃべつてしまひましたけれども、そういう長期税制のあり方といふものを、ここでもう一度検討していく気持ちがあるかどうかといふ一点だけお答えいたしたい、あとこまかい問題の質問は、後日に譲りたいと思ひます。

○委員長(前田佳都男君) ごく簡単に。

○政府委員(高木文雄君) 長期税制の考へ方につきましては、結論的に申しまして、やはりもう一ぺん考へてみる必要があると思つております。ただし、それをいかなる時期に、どういふ立場でやるかといふことについては、その前に新しい社会経済発展計画の練り直し作業をやるときに、福祉計画あるいは社会資本充実の計画について、関係

の専門家の方々との間で非常に基本にさかのぼつて議論が行なわれると思ひますので、できる限り私どももその議論に参画いたしますが、トレースさせていたゞいて、それを伺いながら税制としてはいかにあるべきかといふことで、まずそつちのほうの動向を見守りながら考へたいというのが現状でございます。

○鈴木一弘君 資料要求をひとつお願いしておりますが、第二次空港整備五カ年計画が四十六年度から五十年五十六億円でやることになつております。これについての資料を一応お願いしたいのです。

一つは、いわゆる地方単独事業も入つておりますし、その全体の年度別ですね、五十年五十六億の大体の。

それから財源としては一般財源もありましようし、今回の航空機燃料税もあるし、地方負担分もあると思ひますが、そういう点に分けて、これは長期計画でありますから、当然財源の裏づけ的なものもあると思ひます。その辺のリストをいただきたい。

○政府委員(高木文雄君) ただいまのは御提出いたしますが、つい先ごろ、五カ年計画を閣議決定をいたしておりますが、この閣議決定では、全体のスケールと、その財源別、あるいはどういふところに金を使うかといふやうなことは出ておりますが、ただいまの御指摘の中の、年度別だけは出ておりませんし、事務的にそこは私、担当ではございません。まだ詰めていないやうでございますので、その点だけは留保させていただきます。

○委員長(前田佳都男君) 三案件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、三月二十四日午前十時二十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会